

堺市子ども・子育て総合プラン

(第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画)

(案)

令和 2 年●月

堺 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
第 2 章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 施策の柱	6
第 3 章 子ども・子育て支援施策の推進	8
1. 施策体系図	8
2. 推進事業	9
第 4 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策	80
1. 提供区域の設定	80
2. 教育・保育	81
3. 地域子ども・子育て支援事業	94
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	112
第 5 章 計画の推進体制	113
1. 多様な実施主体の連携による事業推進	113
2. 「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理	113
資料編 堀市の子ども青少年を取り巻く状況と課題	114
1. 妊娠・出産・低年齢児を取り巻く状況	114
2. 保育所等利用待機児童数などの推移	117
3. 特別な支援が必要な子どもを取り巻く状況	118
4. 就労に関する動向	125
参考資料	
1. 堀市子ども・子育て会議条例	127
2. 堀市子ども・子育て会議規則	128
3. 堀市子ども・子育て会議委員名簿	129
4. 堀市子ども・子育て会議開催経過	130
5. 堀市子ども・子育て支援推進庁内委員会要綱	131
6. 堀市子ども・子育て支援推進庁内委員会委員名簿	132
7. 堀市子ども・子育て支援推進庁内委員会開催経過	133

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えていました。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

堺市では、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成27年から5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の他、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進してきました。

本計画は、「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」と称して、これまでの取組成果を引き継ぎつつ、新たな課題やニーズを踏まえ、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る切れめのない本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

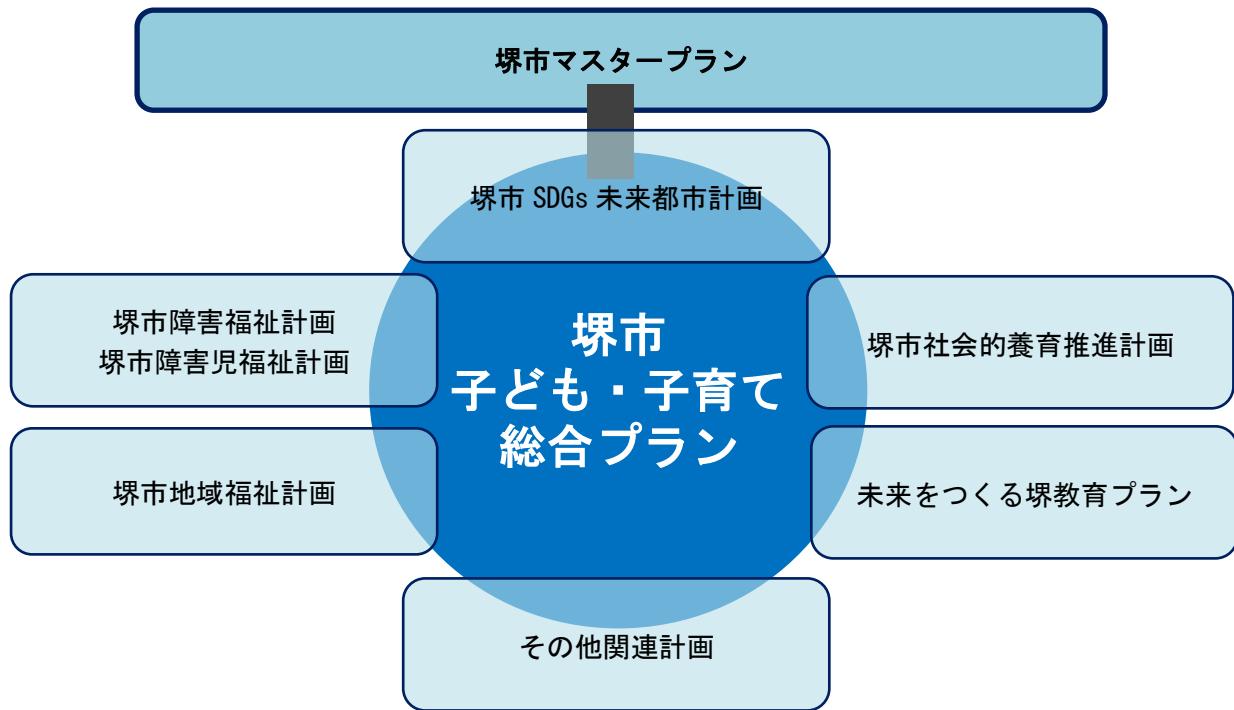
(1) 計画の性格

本計画は、本市における子ども・子育て支援に関する事業を総括するものであることから、子ども・子育てに関連する計画を包含したものとして策定しています。

- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

(2)関連計画

本計画は、本市の関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進にあたっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。



(3)計画の背景

年度	国の動向	堺市の計画
平成 15 年	・次世代育成支援対策推進法制定	
平成 16 年		
平成 17 年 ～ 平成 21 年	・子ども・若者育成支援推進法制定	さかい子どもいきいきプラン (堺市次世代育成支援行動計画)
平成 22 年		堺市子ども青少年育成計画
平成 23 年		(堺市次世代育成支援後期行動計画)
平成 24 年	・子ども・子育て関連 3 法の制定 ※1	
平成 25 年	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定	
平成 26 年	・基本指針の策定 ※2	
平成 27 年	・子ども・子育て支援新制度の施行 ・子ども・若者育成支援推進大綱の改正	堺市子ども・子育て支援事業計画
平成 28 年	・児童福祉法の改正	
平成 29 年	・子育て安心プランの策定	
平成 30 年		中間見直し
令和元年	・児童福祉法の改正 ・基本指針の改正 ・次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の改正 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 ・子供の貧困対策に関する大綱の改正	
令和 2 年 ～ 令和 6 年	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正(予定)	堺市子ども・子育て総合プラン (第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画)

※1 子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

※2 基本指針とは、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。

3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

本計画は、出産前から乳幼児期を経て、学齢期・青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭を対象としています。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- ・全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現
- ・地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現

«全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現»

児童福祉法は、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の精神に則り、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が考慮されることを趣旨としています。その趣旨を踏まえ、体罰を含むあらゆる暴力から子どもが守られ、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもの人権が尊重され擁護されるまちを実現します。

なお、本計画の基本理念では、尊重されるべき権利が「人間が人間として当然に有している基本的な権利であり、人間らしく生きていくうえで不可欠な権利」であることから、より普遍的な概念を表す「子どもの人権」という用語を用いています。

«地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現»

核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育てや子どもの育ちを取り巻く環境が変化しています。そのような中、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者や子どもに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもの健やかな育ちを支え、子育てや子どもの成長を実感できるまちを実現します。

2. 施策の柱

基本理念を実現するため、次の4つを施策の柱とし、切れめのないきめ細かな子ども・子育て支援施策を推進します。

(1)妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

妊娠・出産期から乳幼児期は、育児への不安や負担感が特に生じやすい時期であり、母親の健康状態と子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、産前・産後のきめ細かな支援と母子保健の取組など、安心して出産・子育てができる支援を行います。

また、共働き家庭や女性の社会参加の増加により保育ニーズは依然として増大傾向にあります。こうした中、待機児童の早期解消に向けた受入枠拡大と保育士確保に取り組み、多様で質の高い教育・保育サービスを提供します。

【関連する施策領域】

- 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援
- 多様な教育・保育サービスの体制の確保
- 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進

(2)学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

子どもが健やかに育ち、将来を担う若者として成長していくために、自発的に学び、考えることができる総合的な学力・知力・体力の向上に取り組むとともに、安全で安心して学ぶことができる環境の整備を進めます。

青少年期においては、子どもが自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら、自立した個人として成長していくことができるよう、多様な体験活動や社会参画の機会をつくるとともに、青少年の健全な成長に向けた環境整備を進めます。

【関連する施策領域】

- 学齢期における健やかな成長への支援
- 多様な体験活動の推進と教育環境の整備
- 子ども・若者の社会参画への支援

(3)特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

※ライフステージ横断

一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えるためには、障害、複雑な家庭環境、児童虐待など、子どもとその家庭が抱える個々の状況を把握し、必要とする支援を適切に提供することが重要です。また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、より一層の環境整備を進めることができます。

これらのこと踏まえ、全ての子どもの人権を擁護する視点を持って、様々な状況の中で特別な支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、直面する課題に向き合いながら、子どもと家庭への将来を見据えた専門的で継続的な支援を行います。

【関連する施策領域】

- 障害のある子どもと家庭への支援
- 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進
- ひとり親家庭の自立への支援
- 子どもの貧困対策の推進
- 外国につながる子どもと家庭への支援

(4)子どもの健やかな成長を育む環境整備

※ライフステージ横断

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てへの不安を一人で抱え込むなど、保護者の孤立化が課題となっていることを踏まえ、地域社会の全ての構成員がその役割に応じて、子どもの健やかな成長をともに見守り、育んでいくことができる環境整備を進めます。

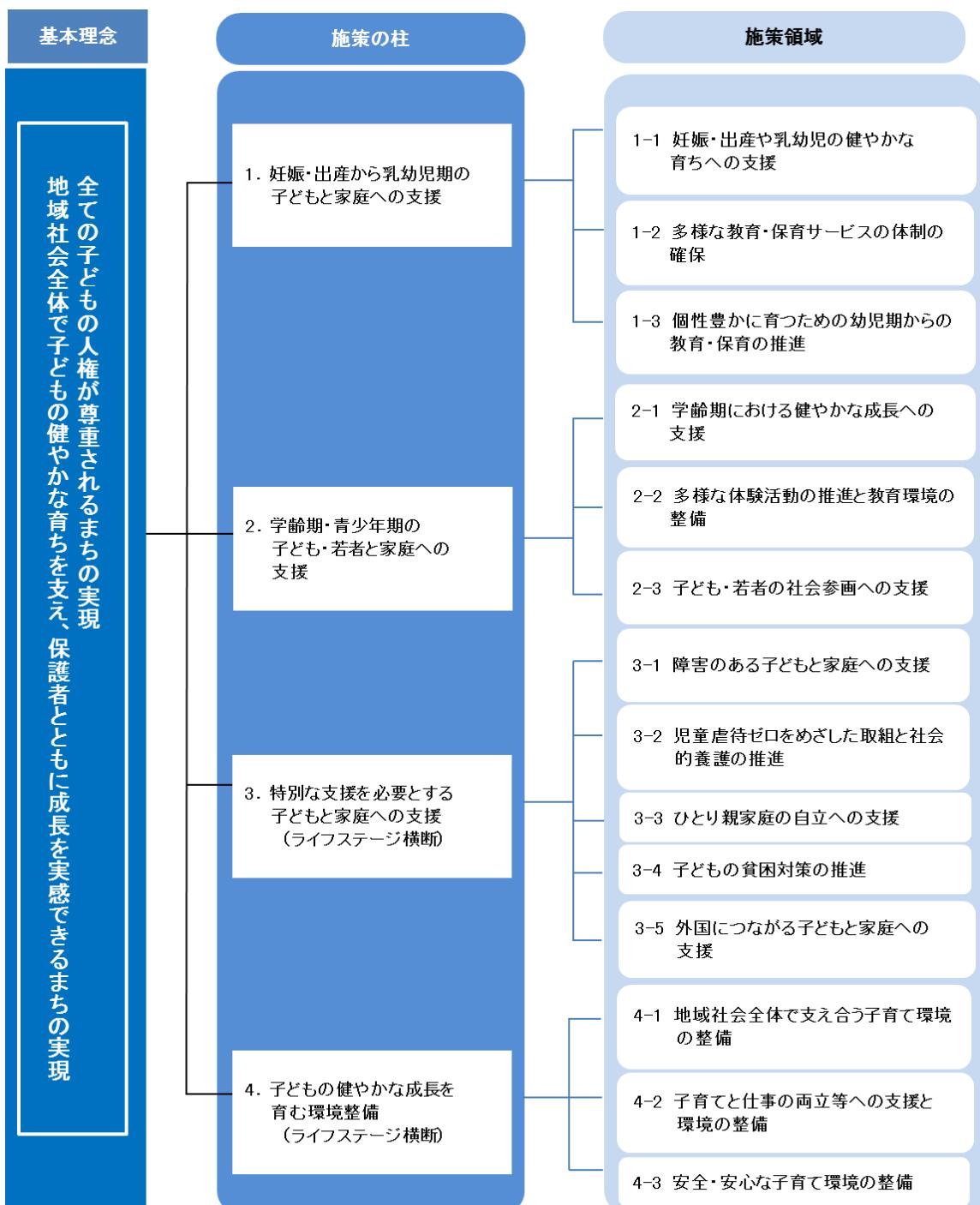
また、子育てと仕事や多様な社会参画を両立できる社会の構築をめざした取組を推進します。

【関連する施策領域】

- 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備
- 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備
- 安全・安心な子育て環境の整備

第3章 子ども・子育て支援施策の推進

1. 施策体系図



2. 推進事業

施策領域に応じて、子ども・子育て支援に関する以下の推進事業を実施していきます。

なお、各推進事業は、計画策定時の事業内容や目標事業量等を掲載しており、今後、より効率的・効果的な手法を検討した上で、必要に応じて見直しを行います。

1 妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

1-1 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援

子育てへの不安や負担感が特に生じやすい妊娠・出産期から乳幼児期において、安全で安心して出産や子育てができる環境を整備し、産前から産後のきめ細かな支援や母子保健の取組を実施します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
妊産婦・乳幼児等の保健指導事業 【子ども育成課】	妊産婦や乳幼児、その保護者に対し、適切な時期に個々の状況に応じた保健指導等(妊娠届出時の全数面接、新生児訪問、パパの育児教室、妊婦教室、歯科・栄養・妊娠中からの禁煙や子どもの受動喫煙の影響・その他生活全般を含めた相談・指導、予期せぬ妊娠予防、妊よう性(妊娠のしやすさ)の情報提供等)を行うことにより、保護者が安心して子育てできるよう支援するとともに、親子の健康の保持増進を図ります。 <現状> 保健センターで実施する妊娠届出時の全数面接の割合：100%	保健センターで実施する妊娠届出時の全数面接の割合：100%
乳児家庭全戸訪問事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 101ページ参照	
特定不妊治療費助成事業 【子ども育成課】	所得等一定の要件を満たす法律上の夫婦を対象に特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療に要した費用の一部を助成します。 <現状> 助成件数(延)：955件	継続して実施
不妊症・不育症支援事業 【子ども育成課】	不妊症・不育症で悩まれている方が、適切な治療などを選択できるよう、相談や情報提供、市民への啓発を行います。 <現状> 保健センターで随時相談、助産師等による個別相談(月1回)、交流会(年2回)を実施	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
乳幼児健康診査事業 【子ども育成課】	<p>保健センターで、4か月児、1歳6か月児及び3歳児に健康診査を実施し、疾病や発達障害を早期発見するとともに、育児に関する相談、助言を行います。3歳児健診時には、眼科および聴覚の健診も実施します。</p> <p>＜現状＞</p> <p>健診受診率： 4か月児健診 : 97.4% 1歳6か月児健診 : 97.3% 3歳児健診 : 97.5%</p> <p>未受診者(4か月、1歳6か月、3歳)への状況把握 : 100%</p>	<p>健診受診率 4か月児健診 : 100% 1歳6か月児健診 : 98% 3歳児健診 : 98% 未受診者(4か月、1歳6か月、3歳)への状況把握 : 100%</p>
フッ素塗布事業 【子ども育成課】	<p>乳幼児のう蝕罹患率の減少を目的に、「1歳6か月児健康診査」、「子どもの歯相談室」において、う蝕予防に有効なフッ素塗布を手段の一つとして実施します。また、その後のかかりつけ歯科医での継続塗布の啓発を行うことにより、う蝕罹患の改善を図ります。</p> <p>＜現状＞</p> <p>3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合 : 83.4% 乳幼児健診等での歯科保健指導の回数(延)702回 3歳児でのフッ素塗布経験者の割合 : 93.3%</p>	<p>3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合 : 90%以上 乳幼児健診等での歯科口腔保健指導の充実を図る 3歳児でのフッ素塗布経験者の割合 : 95%以上</p>
妊娠婦・乳児一般健康診査事業 【子ども育成課】	<p>母体と胎児、乳児の更なる健康の保持及び増進を図るために、医療機関において、妊娠健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、新生児聴覚検査を実施します。</p> <p>＜現状＞</p> <p>健診受診率(府内実施分) 妊娠健診(初回) : 96.1% 乳児一般健診(前期・後期) : 88.1% 産婦健診(2週・1か月) : 82.0%</p>	<p>健診受診率(府内実施分) 妊娠健診(初回) : 99% 乳児一般健診(前期・後期) : 96% 産婦健診(2週・1か月) : 96%</p>
乳幼児発達相談指導事業 【子ども育成課】	<p>発達に関する支援が必要な乳幼児と保護者に対し、相談や助言を行うことにより乳幼児の発達を促し、保護者が安心して育児できることを目的としています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>保健センターで2歳児相談及び心理(発達)相談を定期的に実施</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
乳幼児アレルギー・ ぜん息予防事業 【子ども育成課】	<p>アレルギーや気管支ぜん息の発症の可能性がある乳幼児に対し、保健師等による相談や指導を行います。</p> <p>＜現状＞ 乳幼児健康診査において、ハイリスク児を把握し保健指導を実施</p>	継続して実施
在宅乳幼児親子教室開催事業 【子ども家庭課】	<p>発達に問題等があり、集団指導が必要な在宅乳幼児及びその保護者に対して適切な援助を行い、子育て不安の軽減を図るため、各区保健センターの1歳半健診において、発達に課題があり経過観察が必要と思われる乳幼児を対象に、保健師、家庭相談員、心理士等により「在宅乳幼児親子教室」を実施します。</p> <p>＜現状＞ 実参加児童数：296人</p>	継続して実施
助産施設入所措置事業 【子ども家庭課】	<p>経済的理由などにより、出産費用が捻出できない妊産婦が、助産施設を利用できるように必要な費用を給付します。</p> <p>＜現状＞ 納付件数：211件</p>	継続して実施
児童手当 【子ども家庭課】	<p>児童手当に係る請求認定、現況届、その他の諸届の受付後、審査、認定及び支払事務等を行います。</p> <p>＜現状＞ 受給者数：60,188人</p>	継続して実施
周産期緊急医療体制整備事業 【健康医療推進課】	<p>府内における、周産期医療の充実に向け「大阪府周産期緊急医療体制整備指針」に基づき認定された地域周産期母子医療センターへの支援、並びに周産期ネットワークシステム参画病院(OGCS、NMCS参画病院)への支援経費について応分の負担をすることにより周産期緊急医療体制の更なる整備・充実を図ります。(大阪府、大阪市との共同事業)</p> <p>＜現状＞ 大阪府、大阪市と共同して継続して事業を実施</p>	大阪府、大阪市と共同して、継続して事業を実施。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
小児救急医療の充実、かかりつけ医・歯科医の啓発 【健康医療推進課】	<p>小児救急医療(初期救急医療)については、市民ニーズは非常に強い高まりを見せていることから、小児救急医療体制の確保に努めます。また、早い時期からかかりつけ医・歯科医をもつよう啓発するとともに、急病診療センターなどの周知・啓発を行います。</p> <p>＜現状＞ 保健センター、各種保育園、幼稚園、堺市医師会を通じて会員の医療機関で配布し、啓発を実施</p>	かかりつけ医等をもつことについて、各保健センターでの健診時パンフレット等を配布し、啓発を実施。
子ども医療費助成事業 【医療年金課】	<p>子どもの健康の保持増進及び子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、医療機関等に受診したときの医療保険が適用される医療費と訪問看護療養費の自己負担の一部、入院時食事療養の自己負担(標準負担額)を助成します。対象 18 歳(18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日)まで / 所得制限：なし (平成 31 年 4 月から、対象年齢を中学校卒業までから 18 歳(18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日)までに拡充)</p> <p>＜現状＞ 1,413,800 件</p>	継続して実施
疾病・事故予防 【感染症対策課】	<p>麻しん風しん混合、四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、BCG、日本脳炎、子宮頸がん、水痘の予防接種を行います。</p> <p>＜現状＞ 麻しん風しん混合の予防接種率 96.5% 乳児の予防接種率、四種混合 101% ヒブ 98.6%、 小児用肺炎球菌 98.8% B 型肝炎 97.4%、 BCG 99.1%</p>	麻しん風しん混合の予防接種率：95%以上の維持 乳児の予防接種率 四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、BCG：各 95%以上の維持

1-2 多様な教育・保育サービスの体制の確保

保育ニーズが依然として増大傾向にある中、待機児童の早期解消に向けた受入枠拡大や保育士確保に取り組み、多様で質の高い教育・保育サービスを提供する体制を確保します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【子ども企画課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 97ページ参照	
病児保育事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 110ページ参照	
教育・保育施設供給体制の確保 【幼保推進課】	第4章「教育・保育」81ページ参照	
夜間保育 【幼保推進課】	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、夜間に保育を実施する場合は、施設型給付の加算対象となります。 <現状> 定員数：20人、設置数：1か所	定員数：20人 設置数：1か所
休日保育事業 【幼保推進課】	保護者の就労形態の多様化等に伴う日曜・祝日等の保育需要に対応するため、保育所や認定こども園において、保育を実施する場合は、施設型給付の加算対象となります。 <現状> 定員数：180人、設置数：6か所	定員数：180人 設置数：6か所
私立幼稚園預かり保育推進事業 【幼保推進課】	多様な保育ニーズへの対応及び子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園における、教育時間の前後の時間帯及び休業日に在園児を保育する「預かり保育事業」に要する経費の一部を補助します。 <現状> 対象施設：6施設	継続して実施
幼稚園型一時預かり事業 【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 108ページ参照	
多子世帯利用者負担軽減事業	第3子以降の0～2歳児の子どもが認定こども園や保育所などに通う場合、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設け	令和3年度に第2子0～2歳児に対象を拡充のうえ、継続実施。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
【幼保推進課】	す、保育料を無償とします。認可外保育施設などを利用する場合は、実際に支払った保育料を上限に、42,000円(月額)まで補助します(企業主導型保育を利用する場合は、0歳児37,100円、1・2歳児37,000円が月額上限)。 ＜現状＞ 対象児童数：951人	
延長保育事業【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」96ページ参照	
民間認定こども園等一時預かり事業(民間認定こども園等)／ 堺市一時預かり事業 (公立認定こども園) 【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」107ページ参照	
こども園緊急情報発信メールシステム事業 【幼保運営課】	公立こども園における突然の休園や行事の変更、日常行事や保育の情報をメールで配信します。 ＜現状＞ 登録者数 2,305人	継続して実施
医療的ケアを必要とする子どもへの保育の充実 【幼保運営課】	人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養注入などの医療的ケアを必要とする子どもも安心して預けることができる環境を整えるため児童発達支援事業所を併設した小規模保育事業施設に対し、看護師配置に係る雇用費を補助します。 ＜現状＞ 児童発達支援事業所を併設した、小規模保育事業施設1箇所	継続して実施
小規模保育事業等巡回支援事業 【幼保運営課】	園長経験のある保育士等の専門職が、巡回指導員として巡回支援を実施。保育者や施設長の相談に応じる寄り添い型支援を行います。 ＜現状＞ 令和元年度新規事業	巡回訪問支援施設100%
保育士等就職支援事業 【幼保運営課】	潜在保育士などを対象に民間保育施設などへの就職あっせんを行い、保育士等の人材確保を図ります。 ＜現状＞ 就職フェア2回、就職セミナー6回実施	国の動向等を踏まえ、効果的な保育士確保策の検討を行います。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
保育士等就職促進事業 【幼保運営課】	<p>保育士等確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることのできる体制整備を行うことを目的に、市内の民間認定こども園等へ勤務することが決定した保育士等を対象として、保育士試験受験講座の受講料等の一部を助成します。</p> <p><現状> 補助件数：0件</p>	国の動向等を踏まえ、効果的な保育士確保策の検討を行います。
さかい保育士等就職応援事業 【幼保運営課】	<p>保育士等確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることのできる体制整備を行うことを目的に、保育士資格を有しております、保育士又は保育教諭として勤務していない方が、堺市内の民間認定こども園等に就職する際に必要な就職準備金を貸し付けます。</p> <p><現状> 貸付件数：8件</p>	国の動向等を踏まえ、効果的な保育士確保策の検討を行います。
さかい保育士総合支援事業 【幼保運営課】	<p>市内の民間保育施設等へ就職を希望する指定保育士養成施設の学生に対し、修学支援を行います。また、市内の民間保育施設等に就職した新卒者に対する就職支援を行います。</p> <p><現状> 令和元年度新規事業</p>	市内民間保育施設等の状況をふまえ、効果的な保育士確保策の検討を行います。
市立幼稚園における預かり保育モデル事業 【教育環境整備推進室】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 109ページ参照	

1-3 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進

幼児期は、子どもの健全な心身の発達と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、一人ひとりの発達段階に応じて、個性を大切に伸ばす教育・保育を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
幼児教育・保育の質の維持・向上のための研究・研修 【幼保運営課】	<p>先進的な実践や知見の共有化のため、幼保連携型認定こども園をはじめとする市内の特定教育・保育施設への研修等を通して、幼児教育・保育の質の維持・向上を図ります。</p> <p>＜現状＞ 研究事業協力園 28 園 調査対象 5 歳児童数 764 人</p>	市内保育施設等の状況をふまえ、効果的な幼児教育の質の向上策の検討を行います。
保育士・保育教諭等研修事業 【幼保運営課】	<p>本市内の教育・保育施設等に対し、専門的な知識や技術の向上を図り、全市的な教育・保育の質的向上につなげることを目的とし、保育士・保育教諭のキャリアパス等を見据えた系統化した研修を実施します。</p> <p>＜現状＞ 研修時間数 143 時間、参加人数(述) 3,601 人</p>	継続して実施
ワクワクひろば事業 【学校指導課】	<p>子どもが安心して入学を迎えることができるよう、就学前 5 歳児が小学校施設で、行事への参加や遊びを通した児童との交流、授業見学や授業体験などを行う交流事業を実施します。</p> <p>＜現状＞ 全校で実施</p>	継続して全校で実施
園内研修支援事業 【学校指導課】	<p>経験豊かな元園長等幼児教育のアドバイザーを幼児教育・保育施設へ派遣し、研究保育等への指導助言や「幼児教育基スタンダードカリキュラム」の解説を行うなど、園内研修の支援を図ります。</p> <p>＜現状＞ 10 回実施</p>	希望するすべての園で実施
保幼小合同研修会 【学校指導課】	<p>幼児教育・保育施設と小学校の教職員が互いの教育・保育内容に対する理解を深め、発達の連續性を踏まえた円滑な幼小接続を図るため、保幼小合同研修会を実施します。</p> <p>＜現状＞ 2 回実施</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
幼児教育の研究実践の推進 【学校指導課】	<p>市全体の幼児教育の質の向上をめざし、幼児教育・保育施設の研修担当者等が保育実践の情報交換等を行う研修会の実施や、研究実践園での公開保育等に取組みます。</p> <p>＜現状＞ 幼児教育アドバイザー等研修会 3 回実施</p>	継続して実施し、取組内容を発信します。
教職員研修 【教育センター】	<p>子ども一人ひとりの「生きる力」の育成に向け、各学校園の教育改善の推進と教育力向上を担う「情熱」「指導力」「人間力」を備えた教職員の育成のために、効果的かつ計画的に研修・研究を進めます。</p> <p>＜現状＞ 教育センター研究部門及び研修部門(全 68 講座)に参加した学校園教職員数：(延)25,074 人</p>	研究部門及び研修部門(基本研修・管理職研修・総合研修・特別研修)を実施
親育ち支援事業 【地域教育振興課】	<p>家庭教育に関する情報や講座開催のノウハウを提供し、保護者や家庭教育支援者が学び交流し合える機会創出を支援します。</p> <p>＜現状＞ ・学びのニーズが高い講演テーマや講師を希望団体に紹介する「親育ち支援講座」の実施 ※全小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保を確認 ・親育ちに関する情報を集約した「親育ち支援ポータル」の運営 </p>	全小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保
就学支援ノート「わくわくスタート甥っ子」の作成 【教育環境整備推進室】	<p>義務教育への円滑な接続を図るために、就学前の 5 歳児の保護者等に小学校入学に向けての様々な情報を提供するための冊子を作成し、配布します。</p> <p>＜現状＞ 10,000 部作成</p>	継続して実施

2 学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

2-1 学齢期における健やかな成長への支援

学齢期の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、食育、健康教育、性教育等の取組を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
いじめ対応の連携 【子ども青少年育成部】	いじめ対応に係る市長事務部局と教育委員会の連携を強化し、いじめ対策支援のほか、福祉的アプローチで解決につながる不登校についても支援します。 ＜現状＞ 令和2年度新規事業	継続して実施
児童手当 【子ども家庭課】	再掲 11 ページ	
デートDV等予防出張セミナーの実施 【男女共同参画推進課】	専門知識を持つ団体等から講師を派遣し、デートDVや性暴力被害について正しい知識を身につけ、当事者意識を高める予防啓発セミナーを実施します。(堺市内の小・中・高校、大学、専門学校の学生を対象とし応募制で実施) ＜現状＞ 講座実施回数10回、参加者数1,591人	継続して実施
食育体験事業 【健康医療推進課】	家庭における健全な食生活の実践をめざして、調理実習等の体験学習を取り入れた事業です。幼児、児童、その保護者を対象とする親子クッキング教室などがあります。 ＜現状＞ 親子クッキング等食育体験教室開催回数 71回 参加人数 1,797人	継続して実施し、事業の更なる充実を図ります。
堺市食育推進計画の進捗管理 【健康医療推進課】	食育に関する関係団体、行政(食育関係各課)の連携強化を図るために会議を開催し、情報の共有と共同事業の検討を行います。 ＜現状＞ 食育推進ネットワーク会議：1回以上	ネットワークを強化し、更なる充実を図ります。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
学校との連携による健康教育 【健康医療推進課・子ども育成課】	保健センターでは、幼稚園、学校など関係機関と連携して、協働での健康教育(食育、喫煙、飲酒、歯科口腔保健、生活習慣改善、いのちの大切さについて)などの取組を実施します。 <現状> 小中高校生を対象に講習の実施 49 回/2,123 人 学校保健委員会を対象に講習の実施 121 回/1,930 人	継続して実施
学校における性教育 【生徒指導課】	保健、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)、理科、生活科を中心に全教育課程に位置づけ性教育の取組を実施します。 <現状> 市立全小・中学校で実施	市立全小・中学校で実施
学校における健康教育 【保健給食課・生徒指導課】	保健、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)、集会、学校だより等を中心に、学校教育全体を通して健康教育に取り組みます。また、警察、少年サポートセンター、保健センターなど関係機関を招いて、非行防止教室、薬物乱用(喫煙・飲酒含む)防止教室等を実施します。 <現状> 健康教育：市立全小中学校 非行防止教室：市立全小学校 薬物乱用防止教室：市立小中高等学校 136 校	健康教育： 市立全小中学校 非行防止教室： 市立全小学校 薬物乱用防止教室： 市立全小中高等学校
食通信の発行 【保健給食課】	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する情報を全小中学校の全ての家庭に発信しています。 <現状> 小学校 11 回発行、中学校 11 回発行	小学校 11 回発行 中学校 11 回発行
食育フェアの開催 【保健給食課】	学校給食の役割や食育の重要性について、各種の展示をとおして市民・保護者等に啓発することを目的に開催しています。 <現状> 1 回	1 回
食育講演会の開催 【保健給食課】	教職員や保護者等を対象に食育講演会を開催し、食育への関心を高め、広く食育の推進を図ります。 <現状> 1 回	1 回

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
親子料理教室の開催 【保健給食課】	親子料理教室を開催し、家庭における食育の推進を図ります。 <現状> 3回	3回

2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備

子どもの持つ好奇心や社会性、思いやりの心を育んでいくため、多様なニーズに応じた体験活動を推進します。また、子どもが安心して自発的に学び、考えることができる総合的な学力、知力、体力の向上につながる教育環境を整備します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
堺市東吉野キャンプ場の管理運営 【子ども育成課】	友好都市である東吉野村内ふるさと村においてサマーシーズン中にキャンプサイトを設置します。 ※東吉野村との協定により東吉野村が運営。 ＜現状＞ 団体利用状況：11団体/(延)746人 家族利用状況：50家族/(延)726人	団体利用状況：18団体/(延)1,300人 家族利用状況：60家族/(延)850人
日高少年自然の家 管理運営 【子ども育成課】	和歌山県日高町において堺市立日高青少年自然の家を運営し、学校、こども会等の青少年団体を対象とした宿泊や野外活動(カヌー、カヤック、磯観察等)等の取組を実施します。 ＜現状＞ 市内小・中学校利用校数：41校 全体利用者数：13,792人	市内小・中学校利用校数：40校 全体利用者数：13,000人
青少年センター及び青少年の家 管理運営事業 【子ども育成課】	英会話、ヒップホップ、サッカー、陶芸、キッズチアリーディング、茶道、プレスクール、ストレッチバレエ、キッズダンス、野外料理、クラフト、キッズヒップホップ、ビーズ、リトミック、書道等の講座を実施します。 ＜現状＞ 青少年センター利用者数：85,520人 青少年の家利用者数：119,682人	青少年センター利用者数：83,000人 青少年の家利用者数：135,000人
ちびっこ老人憩い の広場整備事業 【子ども育成課】	幼児に適切な遊び場を設けて事故等の危険から守り、また、高齢者のための憩いの場として、安全な環境を整えるため、遊具等修繕の助成も行います。 ＜現状＞ 対象広場数 63か所	対象広場数：63か所

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ジュニアスポーツ教室 【人権企画調整課】	<p>人権ふれあいセンターにおいて、小・中学生を対象にバドミントン・ショートテニス・フットサル教室を年間、前・後期の 2 期に分け実施します。また、夏季休業中に短期教室を実施しています。なお、平成 30 年度に開設したテニスコート・フットサル兼用コートにおいて、テニス及びフットサルの教室も同様に実施します。</p> <p>※人権ふれあいセンターは平成 27 年度から指定管理者制度を導入しています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>【定期ジュニアスポーツ教室】合計 1,071 人 (本体)</p> <p>ジュニアバドミントン 312 人 ジュニアフットサル 165 人 ジュニアショートテニス 233 人 (運動広場等)</p> <p>ジュニアフットサル 121 人 ジュニアテニス 240 人</p> <p>【短期ジュニアスポーツ教室】合計 93 人 (本体) ジュニアバドミントン 63 人 (運動広場等) ジュニアフットサル 30 人</p>	事業内容の見直しを図りながら、継続して実施。
青少年交流事業 【人権企画調整課】	<p>人権ふれあいセンターにおいて、文化、スポーツ等各種講座を開催します。</p> <p>＜青少年交流講座＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水曜講座(スポーツ系、ダンス系、文化系) ・ジュニアスポーツ広場 ・サタデーキッズ(「作って、遊ぼう！」、「来て、見て、楽しもう！」) 等 <p>※人権ふれあいセンターは平成 27 年度から指定管理者制度を導入しています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>【青少年交流講座】合計 863 人(78 回)</p> <p>水曜講座 336 人(24 回) サタデーキッズ 211 人(20 回) ジュニアスポーツ広場 100 人(10 回) 英会話講座 52 人(4 回) ミュージック講座 23 人(8 回) 夏の特別講座 72 人(4 回) ソーシャルスキルメニュー 69 人(8 回)</p> <p>【家族ふれあい事業】合計 374 人(24 回)</p> <p>クッキング 218 人(10 回) 文化活動 118 人(10 回) 天体観望会 38 人(4 回)</p>	事業内容の見直しを図りながら、継続して実施。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
トップレベルチームとの連携事業 【スポーツ推進課】	<p>堺ブレイザーズやセレッソ大阪・セレッソ大阪堺レディースなどのトップレベルチームと連携し、スポーツの指導や試合観戦などのスポーツに親しむ機会を設けます。</p> <p>＜現状＞ 堺市優待観戦企画数：15 回 【セレッソ大阪 6 回、オリックス 9 回】</p>	堺市優待観戦企画数： 5 回
堺市学生競技スポーツ大会出場奨励金事業 【スポーツ推進課】	<p>スポーツの全国大会に出場する堺市民に対し、出場奨励金を交付することにより、スポーツの普及及び推進を図ります。</p> <p>＜現状＞ 未成年に対する交付件数：284 件</p>	未成年に対する交付件数：150 件
堺 ウエリントン 青少年交流事業 【国際課・学校指導課】	<p>堺市内の中学校にてウェリントン市からの交流参加者を受け入れ、各家庭にてホームステイを行い、両市の中学生が互いの異なる文化に触れ、さらに一層の国際理解を深めることを目的として実施するものです。</p> <p>＜現状＞ ウェリントン市からの中学生を 20 人受け入れ 高校生 5 人</p>	ウェリントン市からの中学生 20 人を市立中学校の生徒家庭にてホームステイを実施 (ただし、インフルエンザや国際情勢の悪化などの影響で事業が実施できない年度を除く。)
阪田三吉名人杯将棋大会 【文化課】	<p>堺出身の偉大な先人、阪田名人を顕彰とともに、日本の伝統文化「将棋」の普及を通じ、本市の地域文化の振興を図ることを目的に将棋大会を開催します。</p> <p>＜現状＞ 開催回数 1 回 参加者数 689 人</p>	参加者数：648 人
さかいミーツアート 【文化課】	<p>小中学校等で多様なアートプログラムを実施することで、次代を担う子どもたちにアートに出会ってもらい、新たな経験を通じて豊かな心と感性を育むことができる環境を整えます。</p> <p>＜現状＞ 19 校実施</p>	継続して実施
アートスタート プログラム 【文化課】	<p>未就学児に、音楽や造形などの多様なアートプログラムを実施し、子どもが見て、経験し、自分でやってみることで、創造力等を育みます。</p> <p>＜現状＞ 12 施設実施</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
体験学習会 【博物館学芸課】	<p>堺市博物館における展示のメインテーマである「堺の歴史と文化」について、子どもたちの興味・関心をよびさまし、楽しみながら、また、家族がふれあいながら、主体的に学習する機会を設定するために、体験学習会を開催します。</p> <p>＜現状＞ 開催回数 20 回/参加人数 813 人</p>	開催回数:20 回/参加人数：900 人
ミュージアムバス スタンプラリー 【博物館学芸課】	<p>平成 26 年度から取組を進めている博物館の活性化を推進するためと、夏休み期間中の小・中学生(堺市在住・在学)の博物館の入館者数を増やすため、また、同バスで、文化観光局等の関連施設の活性化を相乗的に図ります。普段はあまり博物館を利用しない小・中学生と保護者の利用を促し、堺市の歴史・文化を学ぶ機会を設けます。</p> <p>＜現状＞ 開催期間 平成 30 年 7/21～8/31 博物館と他 7 館 合計参加人数 小学生 2,832 人、中学生 192 人 3,024 人</p>	参加人数：(延) 総合計 3,500 人
茶の湯体験プログラム 【博物館学芸課】	<p>堺市内小学校を対象に本格的な「茶の湯文化」の体験を通じて、次世代を担う子どもたちの豊かな心、思いやりとおもてなしの醸成と、堺のシビックプライドの醸成に寄与するため、本プログラムを策定し、牽いては市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>＜現状＞ 令和元年度新規事業</p>	参加校：20 校
熊野本宮こども工コツアー 【環境政策課】	<p>和歌山県田辺市をフィールドとした自然体験学習の実施をとおして環境人材の育成を図ります。</p> <p>＜現状＞ 宿泊を伴う体験学習プログラム：2 回</p>	継続して実施
ごみ減量出前講座 【資源循環推進課】	<p>幼少時からごみの減量化・リサイクルについての関心を高めるため、市職員が学校園に出向き、出前講座を実施しており、授業参観では保護者も含めた啓発を行っています。講座</p>	応募件数の増加を継続的に図ります。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>では、環境マスコットキャラクター「ムーやん」も活用し、より身近で親しみやすく学んでもらえるよう工夫しています。</p> <p>＜現状＞ 開催回数：98 回、参加人数：8,060 人 【大人向けを除いた数】 開催回数：87 回、参加人数：7,742 人</p>	
ごみ減量ポスター展 【資源循環推進課】	<p>幼児から中学生までを対象に、ごみの減量化・リサイクルに関するポスターを募集し、審査・表彰を行うとともに、作品を展示することで市民啓発を行っています。</p> <p>＜現状＞ 応募総数：計 1,686 点、入選数：35 点 表彰式を開催するとともに、本庁及び 6 区役所にて入選作品を展示</p>	応募件数の増加を継続的に図ります。
親子向けごみ減量 啓発事業 【資源循環推進課】	<p>夏休み時期に親子でごみの減量化・リサイクルについての知識と理解を深めてもらうための各種事業を開催しています。</p> <p>＜現状＞ 親子ごみ処理施設見学会 2 回 計 63 人参加 親子生きごみさん講習会 1 回 19 人参加</p>	継続して実施
堺自然ふれあいの森 【公園緑地整備課】	<p>自然について関心・興味を持ち、理解を深められるよう、来園者に対し、自然環境学習として、クラフト等の製作や生き物の観察といった各種プログラムを実施します。指定管理者制度を導入し、市民協働により里山保全を行います。</p> <p>＜現状＞ イベント参加人数 5,102 人 団体利用数 200 団体、7,495 人</p>	継続して実施
親子でチャレンジ アート in ひがし 【東・企画総務課】	<p>文化活動を通じて親子のふれあいを深めることを目的に、絵画、陶芸、工作、書道の 4 教室でワークショップを開催します。</p> <p>＜現状＞ 参加者数 絵画教室 4 組 陶芸教室 18 組 書道教室 5 組 工作教室 7 組</p>	参加者数 絵画教室 15 組 陶芸教室 15 組 書道教室 15 組

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
西区こども芸術鑑賞会 【西・企画総務課】	西区の子どもたちに優れた芸術文化に触れる機会を設けることにより、西区まちづくりビジョンのまちづくりテーマに掲げる「子どもの主体性と豊かな想像力、生きる力を育てる」ことに寄与することを目的として、区内在住・在学の小学生以下の子どもとその保護者を対象に、芸術鑑賞会に無料招待します。 ＜現状＞ 790 人	500 人
殿馬場中学夜間学級 【学務課】	義務教育の年齢をこえている方で小学校または中学校を卒業していない方や、実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した方を対象に、中学校教育を行うことを目的として、昭和 47 年から堺市立殿馬場中学校に夜間学級を設置しています。 ＜現状＞ 繼続して実施	継続して実施
就学援助事業 【学務課】	経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、 小学校 給食費・学用品費等の就学援助金を支給しています。 ＜現状＞ 対象児童生徒数：72,259 人 就学援助受給者数 11,336 人 援助率 15.68%	継続して実施
堺・スタンダード茶の湯体験 【学校指導課】	千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが「茶の湯」体験を通じて、自国の伝統文化を知るとともに茶道において大切にされている「もてなしの心」や人との係わり方を学び、豊かな心を育むことをねらいとして、子ども堺学サポーター等を活用し小中 9 年間で学校の実態に合わせ、茶の湯体験を実施する。 ＜現状＞ 茶の湯体験実施校小学校 91 校、中学校 26 校	茶の湯体験実施校 小学校 92 校 中学校 43 校
社会的実践力向上推進事業 【学校指導課】	子どもたちが堺の教育資源(歴史、伝統、文化、産業、自然など)を学ぶことを通して、堺に愛着と誇りをもつとともに、地域や国際社会に主体的に参画しようとする資源や能力を育成します。また、堺にゆかりのある職業	100%

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>人や環境、防災に関する人物と触れる機会を創出し、キャリア教育、環境教育、防災教育の充実を図ります。</p> <p>＜現状＞ 文化人、芸術家、堺ゆかりの著名人等の「本物」とのふれあいを年1回以上体験できる機会を設けた学校の割合 88.6%</p>	
堺・スクールソーター活用事業の推進 【学校指導課】	<p>地域協働型教育の一環として、地域人材等を堺・スクールソーターとして積極的に活用することで、学校園の教育活動を支援し、学校教育の活性化を図るものです。</p> <p>＜現状＞ 23,952 回</p>	アシスタント、特別支援教育ソーターの派遣回数：20,000 回。
交響楽団芸術鑑賞事業 【学校指導課】	<p>市立小学校児童を対象に、プロの交響楽団による演奏会を市内の文化施設を活用して実施します。</p> <p>＜現状＞ 市内 5 会場で実施。84 校の児童約 6,600 人が参加</p>	市内 5 会場で実施し、87 校参加。
さかい学びサポート事業 【学校指導課】	<p>放課後や長期休業中などを活用し、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細かな指導を通して、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ります。</p> <p>小学校では、3~6 年生を対象に国語・算数で、中学校では、全学年を対象に国語・数学・英語を基本として実施します。</p> <p>＜現状＞ 小学校：100.7 中学校：96.7</p>	<p>全国学力・学習状況調査における全国の平均値を 100 とした場合の堺市の平均値(小 6・中 3) 小 105 中 104</p>
部活動推進事業 【生徒指導課】	<p>部活動の振興を目的として、中学校の部活動に各種目専門の外部指導者を派遣します。また、種目別拠点校を設置し、自校に希望クラブがない生徒の部活動の機会を保障します。さらに保護者負担を軽減するため、全国大会・地方大会出場生徒への交通費全額補助及び参加奨励金等を支給し、入部率等に基づき部活動推進用具整備を支援します。</p> <p>＜現状＞ 派遣人数/回数：370 人/12,925 回 入部率：81% 出場内容：全国大会 19 人、近畿大会 39 人</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
体力向上推進事業 【生徒指導課】	<p>子どもの体力向上を図るため、学校で作成する体力向上プランに基づく取組や、学校・家庭・地域の連携による体力向上の取組を推進します。</p> <p>＜現状＞ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を 100 とした場合の堺市平均との比較値 平成 30 年度小 5 98.0、中 2 96.3</p>	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を 100 とした場合の堺市平均との比較値：100 以上。
ネットいじめ防止プログラム実施事業 【生徒指導課】	<p>市立小学校 4 年生及び市立中学校 1 年生全員を対象に、ICT 分野の専門家と教員の協働による「ネットいじめ防止」のための情報モラル授業を実施します。</p> <p>＜現状＞ 市立小学 4 年生 7,497 人 市立中学 1 年生 6,827 人を対象に実施</p>	継続して実施し、状況を確認しながら内容や拡充等について検討していきます。
スクールカウンセラー配置事業 【生徒指導課】	<p>小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教職員を対象とした教育相談を行います。</p> <p>＜現状＞ 全中学校：43 校、全高等学校：1 校 小学校：19 校、各学校 35 回配置</p>	全小中高等学校に配置
ソフィア・堺プラネタリウム 【教育センター】	<p>一般投映の他、土・日曜日および学校の長期休業日を除く平日に、予約制で団体投映を実施しています。また、天体観測会や天文に関する講演会なども開催しています。指定管理者制度を導入し、幼児からシニア層まで幅広い年齢層へのニーズに応えるため、番組充実を図っています。</p> <p>＜現状＞ プラネタリウム鑑賞人数(延) 43,740 人 天体観測会参加人数(延) 3,011 人 天文教室・講演会・天文イベント等参加人数(延) 721 人</p>	プラネタリウム観賞人 数：(延) 44,000 人 天体観測会参加人数： (延) 3,300 人 天文教室・講演会・天文 イベント等参加人数： (延) 750 人
科学技術や自然環境に対する意識の高揚	児童・生徒・市民が科学技術や自然環境に対する意識を高められるよう、科学に関する講座等を開催します。	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
【教育センター】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの理科・科学に対する興味関心が小中高と校種を超えて持続・発展するよう「堺サイエンスクラブ」の活動を行います。 「堺で科学サカイエンス」を堺サイエンスクラブの研究発表の場としても活用します。 <p>＜現状＞</p> <p>市民科学講座：3講座 市民科学講座参加人数：302人 堺サイエンスクラブ：13回 堺科学教育フェスタ：1,200人 堺市学校理科展覧会：6,600人 堺で科学サカイエンス：1,100人</p>	
学校教育ICT化推進事業 【教育センター】	<p>ICTを活用した児童生徒の学力向上及び情報活用能力の育成、教員のICTを活用した授業力向上のために、タブレット活用研修、教育用ソフト活用研修、ホームページ作成研修等の研修を行います。</p> <p>＜現状＞（延）1,736人</p>	継続して実施
教育情報ネットワークの整備 【教育センター】	<p>情報教育の推進、児童生徒1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークの整備といった学校園におけるICT機器の整備、校務事務等のICT化の促進、積極的な地域・市民への学校情報の発信等により、教育ICTを促進します。</p> <p>＜現状＞</p> <p>校務用端末整備状況：132.8% 教育用端末整備状況(児童・生徒に対する整備台数)：6.8人/台</p>	国の動向等を踏まえ、児童生徒1人1台の学習用端末の整備をはじめとする学校教育ICT環境を整備します。
学力向上推進事業 【学校指導課】	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育推進リーダーを全43中学校区に配置します。 義務教育9年間で育むめざす子ども像を中学校区で共有し、各段階に応じた子どもの学びや基軸となる活用をまとめたグランドデザインを作成し、子どもの学びの継続性を大切にした実践をします。 堺市独自の学力等状況調査「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を実施します。 総合的な学力向上研究校を小中あわせて10校指定し、学力向上の取組や研究成果を全市に発信します。 	小中一貫教育推進リーダーを配置 「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>＜現状＞ 全 43 中学校区に小中一貫教育推進リーダーを配置 「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を実施</p>	
親育ち支援事業 【地域教育振興課】	再掲 17 ページ	
教育 CSR の推進 (企業による学びの応援プログラム) 【地域教育振興課】	<p>企業等による地域貢献活動(CSR 活動等)を活用し、PTA、こども会等をはじめとした地域住民による自主的な学習活動や学校教育活動を支援することで、地域の教育力の向上、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>＜現状＞ 令和 2 年度新規事業</p>	企業等と協働し、学校園や地域が行う教育活動への支援を推進します。
こども館活動 【美原こども館】	<p>児童文化教室(毛筆・硬筆・茶道)、遊びの会(手作り・映画会・オセロ他)、スポーツ・レクリエーション(卓球・バドミントン・なわとび・ミニ運動会)、世代間交流(夏のつどい・もちつき大会・わくわくカーニバル)を実施します。</p> <p>＜現状＞ 参加人数 29,078 人</p>	参加人数：32,000 人
中学校給食改革事業 【保健給食課】	<p>中学生の個々のおかれた環境にかかわらず、栄養バランスのとれた給食を生徒全員に提供するとともに、学校給食を活用した食育をより一層推進するため、全員喫食制の中学校給食の実施に向け取り組みます。</p> <p>＜現状＞ 令和 2 年度新規事業</p>	実施計画(令和 2 年度に策定予定)に基づく各種取組を実施
特別教室空調整備事業 【施設課】	<p>生徒の快適な学習環境の整備のために、中学校の特別教室(理科室、調理室、美術室)に工アコンを設置します。</p> <p>＜現状＞ 令和 2 年度新規事業</p>	快適な学習環境の確保を進めます。
子ども読書活動の推進 【中央図書館】	<p>「堺市子ども読書活動推進計画」に基づきすべての子どもの発達段階に応じた体系的な取組を推進します。 ・子どもや子どもに関わる大人が本や図書館に親しみ、計画について認識・理解しても</p>	家庭、地域、学校等との連携と協働により、読書環境を整え、子どもの自主的な読書活動を啓発・支援する体系的な取組

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>らえるような事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から本に親しめる読書環境の醸成や読書習慣の形成のため「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」を実施します。 <p><現状></p> <p>堺市図書館まつり参加人数(延)811人 おはなし会・おはなし大会・読み聞かせ会・乳幼児向けおはなし会参加人数(延)10,583人 子ども読書活動推進テキスト配布26,700部 パンフレット配布7,850部 リーフレット配布7,600部 ボランティア養成講座・ステップアップ講座参加人数(延)246人 保護者向け講座・読書活動推進講座参加人数92人 絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業140回 子どもの読書推進リーダーの養成認定人数155人</p>	<p>を継続して行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料を整備し、利用を促進します。 ・ボランティアの活動とスキルアップを支援し、協働により事業を推進します。

2-3 子ども・若者の社会参画への支援

次代を担う子ども・若者が、人権感覚や国際感覚を身に着け、社会との関わりの中で自立した個人として成長していくことができるよう多様な体験の機会等を設けます。また、様々な理由で社会生活に困難を抱える若者等の自立に向けて、生活相談や就職支援等を行います。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
ユースサポートセンター運営事業(子ども・若者総合相談センター) 【子ども家庭課】	<p>ひきこもり、不登校、ニート、非行など社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者及びその家族への総合的な相談支援窓口として、相談者に応じた支援機関の紹介等を行います。また、自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所づくりなどを行います。</p> <p>＜現状＞ 相談・支援対象者数(新規)：429人 相談・支援対象者数(新規・継続)：566人 総相談・支援件数：2,341件</p>	継続して実施
ユースサポートセンター運営事業(堺地域サポートステーション) 【子ども家庭課】	<p>働くことに悩みを抱えるニート状態の若者などに対し、カウンセラーなど専門家による相談、就職に向けたセミナー、就労体験などを実施し、職業的な自立を支援します。</p> <p>＜現状＞ 登録者(新規)：157人、総相談件数：2,155件 進路決定数：57人</p>	継続して実施
堺市子ども・若者支援地域協議会 【子ども家庭課】	<p>ひきこもり・不登校・ニート・非行などの困難を抱える子ども・若者やその保護者への支援を行うため、教育、福祉、保健・医療、雇用等各分野の関係機関による地域支援ネットワークづくりを推進します。</p> <p>＜現状＞ 代表者会議1回、実務者会議6回</p>	関係機関による地域支援ネットワークづくりを推進します。
堺市人権教育推進協議会事業補助 【人権推進課】	<p>インターユース堺(IYS)への事業補助を行い、人権啓発事業、交流事業(国際交流・国内交流)、社会貢献事業を展開します。また、交流事業(国際交流)の経験をより多くの市民に伝えるための各事業を推進し参画します。</p>	国際交流事業海外派遣 人数：(実)12人、国内 交流(啓発パネル展示 等)来場者数： (延)1,000人、 海外派遣報告集会等参

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>＜現状＞</p> <p>国際交流事業海外派遣人数：(実)7人 国内交流(交流活動)参加者数(延)1,022人 国内交流(啓発パネル展示等)来場者数(延)993人 海外派遣報告集会等参加者数(延)：463人 出前講座参加者数(延)：125人 社会貢献活動(ヤングサンタ等)参加者数(延)182人 ヤングサンタ訪問家庭数：(実)16家庭</p>	加者数：(延)500人、 出前講座参加者数(延)：800人、 ヤングサンタ訪問家庭数：(実)20家庭
堺ウェリントン青少年交流事業 【国際課・学校指導課】	再掲 23 ページ	
こころの健康センター地域支援事業 【こころの健康センター】	<p>市民に対して精神保健及び精神障害者の相談・指導(複雑又は困難なもの)、市内関係機関に対して技術支援を実施しています。その中で、下記の特定相談を実施しています。</p> <p>15歳以上の自宅以外での生活の場が失われているひきこもり状態にある本人、家族、関係者を対象に、相談支援を実施しています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>専門職による相談実人数 491人 グループワーク活動 157回 家族教室 7回、家族交流会 8回 市民講演会 1回、ひきこもりに関する研修 1回 サポーター活動 401回</p>	専門職による相談実人数：300人 グループワーク活動：70回 家族教室・交流会：15回 市民講演会：1回 ひきこもりに関する研修：1回 サポーター活動：300回
さかい JOBステーション事業 【雇用推進課】	<p>39歳以下の若年者、年長フリーターなどの不安定就労者を対象に、専門のカウンセラーによるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーなどを実施し、実践的な就職活動の支援を行います。また、南区に「JOBステーション南サテライト」を設置しています。その他、合同企業説明会など、ハローワーク堺との連携による事業を実施します。</p> <p>＜現状＞ 就職決定者数：(実)1,288人</p>	就職決定者数 1,300人
地域人材育成強化事業 【雇用推進課】	<p>学生等に対する職業意識の醸成と雇用のミスマッチ解消を目的とし、堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会を通じたインターンシップ事業や、堺地域人材ネットワーク協議会を通じた、地元企業による高校等での出前講座等を実施します。</p> <p>＜現状＞ インターンシップ参加学生数：157人</p>	インターンシップ参加学生数：170人

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
田んぼに GO ! 畑に GO ! 【南・企画総務課】	<p>小学生以上の方を対象に農業体験(田植え・収穫)のイベントを行い、旧村地域とニュータウン地域の交流及び世代間の交流を図ります。</p> <p>＜現状＞ 田植え：186 人、稲刈り：262 人</p>	継続して実施
社会的実践力向上 推進事業 【学校指導課】	再掲 26 ページ	
英語教育推進事業 (小学校・中学校) 【学校指導課】	<p>ネイティブスピーカーを小・中学校に派遣し、学級担任や英語担当教員と T·T(ティーム・ティーチング)による授業を行います。</p> <p>＜現状＞ 全小学校にネイティブスピーカーを配置 中学年 3 時間、高学年 15 時間</p>	全小学校にネイティブスピーカーを年間配置
英語教育推進事業 (高等学校) 【学校指導課】	<p>ネイティブスピーカーを派遣し、英語担当教員と T·T (チーム・ティーチング)による授業を行います。</p> <p>＜現状＞ 高等学校：通年配置 1 人</p>	高等学校：通年配置 1 人
人権学習の推進 【人権教育課】	<p>人権や人権問題について理解を深め、全ての人の人権が尊重されるよう、本市立学校園の PTA 会員などを対象に、人権に関する講座の開催や啓発冊子の発行などを行います。</p> <p>＜現状＞ 人権啓発冊子の作成、PTA 人権研修会の開催</p>	人権啓発冊子：年 1 回発行 PTA 人権研修会：3 回開催の継続
明るい選挙啓発ポスター・書道コンクール 【選挙管理委員会事務局】	<p>市内小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒から、明るい選挙、政治、くらしをイメージするポスター・書道作品を募集し、優秀作品を「明るい選挙啓発ポスター・書道展」で展示します。</p> <p>＜現状＞ ポスター応募数/優秀作品：909 件/73 件 書道応募数/優秀作品：164 件/26 件</p>	ポスター応募数/優秀作品：1,000 件/84 件 書道応募数/優秀作品：200 件/10 件

3 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援(ライフステージ横断)

3-1 障害のある子どもと家庭への支援

障害児とその家庭が身近な地域で相談や療育等を受けられる体制の充実、発達障害児の早期発見と早期支援の取組を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
「あい・ふあいる」 活用推進事業 【子ども家庭課】	支援をつなぎ広げるためのコミュニケーションツールとして作成した個別支援ファイル「あい・ふあいる」の活用を推進するため、活用セミナーを開催します。 ＜現状＞ セミナー開催 1回 ※別途あい・さかい・サポートー養成研修で実施	支援者向けのセミナーを開催するとともに、「あい・ふあいる」の周知を進めます。
障害児等療育支援 事業の充実 【子ども家庭課】	障害児その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制を充実するとともに、他の療育機関等との重層的な連携により、障害児及びその家族の福祉の向上を図ります。 ＜現状＞ 実施団体：7団体	実施団体：9団体
こどもりハビリテーションセンター 管理運営事業 【子ども家庭課】	こどもりハビリテーションセンター(児童発達支援センター)を設置し、将来、地域社会の中でいきいきとした暮らしを送ることができますように援助します。 ＜現状＞ 医療型児童発達支援センタ一一定員数：70人、福祉型児童発達支援センタ一一定員数：150人。並行通園の実施	施設の果たす役割を踏まえた柔軟な療育支援の提供に取り組みます
発達障害者(児)支援 事業 【子ども家庭課】	「4・5歳児発達相談」やペアレントトレーニングを実施し、発達障害の早期発見・早期対応、二次的な適応障害の予防や子育て支援を行います。 ＜現状＞ 4・5歳児発達相談：年75回	継続し、地域の関係機関等との連携を進め、早期支援の充実に努めます。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
発達障害者支援センター運営事業 【子ども家庭課】	<p>発達障害者(児)に対する支援の地域拠点として、発達障害者(児)及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障害者(児)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害者(児)及びその家族の福祉の向上を図ります。</p> <p>＜現状＞ 支援人数：(実)1,940人(うち、18歳以下343人) 相談・支援件数：(延)2,850件</p>	継続して実施
発達障害啓発事業 【子ども家庭課】	<p>4月2日～8日の発達障害啓発週間に自閉症をはじめとする発達障害について市民に広く周知するため、堺市のランドマークをシンボルカラーである青(ブルー)でライトアップします。また、発達障害に関する講演会、パネル展、ブックフェア等を実施し、発達障害の正しい理解と対応方法や相談機関等を周知します。</p> <p>＜現状＞ 講演会参加者数：117人</p>	継続して実施
障害児通所支援事業者育成事業 【子ども家庭課】	<p>指定障害児通所支援事業者等を対象として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援を推進し、障害児の発達支援に資することで障害児通所支援事業の質の向上を図ります。</p> <p>＜現状＞ 機関支援件数(延)：183件</p>	機関支援件数(延)： 156件
発達障害医療機関等支援事業 【子ども家庭課】	<p>円滑な発達障害の診療体制を整備するため、発達障害の高度な専門性を有する医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、医療関係者に向けた研修や医療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図ります。</p> <p>また、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とするため、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>療從事者等に対して、発達障害に関する国の研修(国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」)の内容を踏まえた研修を実施します。</p> <p>＜現状＞ 令和元年度新規事業</p>	
あい・さかい・サポート養成事業 【子ども家庭課】	<p>地域の認定こども園・保育所・幼稚園・学校・障害児支援事業所等、子どもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援が行えるよう専門研修を実施し、各機関及び地域において中核となるサポートリーダーを養成します。</p> <p>＜現状＞ 新規受講者数 84 人、修了者数 113 人</p>	サポートリーダー認定者数：(累計)300 人
障害児施設入浴サービス事業 【子ども家庭課】	<p>自宅で入浴することが困難な 12 歳から 18 歳に達した以後最初の 3 月 31 日までの障害児に対し、施設入浴サービスを提供し、当該障害児の身体の清潔の保持・心身機能の維持を図るとともに、その家族等の介護負担の軽減を図ります。</p> <p>＜現状＞ 延べ支援件数 780 件、利用登録者数 19 人</p>	継続して実施
医療的ケア児等コーディネーター養成研修 【子ども家庭課】	<p>地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後クラブ及び学校等の職員に医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施します。</p> <p>＜現状＞ 令和 2 年度新規事業</p>	継続して実施
障害児保育の充実 【幼保運営課】	<p>障害のある子どもと、ない子どもがともに育ちあうことにより、児童の健全な発達に資するもので、集団保育が可能な範囲において、保護者の就労などにかかわらず、障害のある子どもを認定こども園・保育所などで受け入れます。</p> <p>＜現状＞ 実施保育施設の割合 100%</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
子ども相談所事業 (障害児支援関係) 【子ども相談所】	<p>児童福祉司や児童心理司などが、子どもを取り巻く状況や子どもの心理状況などを総合的に判断して、子ども・保護者・関係者等に対し助言や指導を行うほか、子どもの障害特性の把握に努め、家庭や学校等における環境調整の働きかけを行うなど問題の改善に取り組みます。また、療育手帳の判定等も行っています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>肢体不自由相談：(延)9件 視聴覚障害相談：(延)0件 言語発達障害等相談：(延)2件 重症心身障害児相談：(延)2件 知的障害相談：(延)1,785件 発達障害相談：(延)15件</p>	継続し、相談体制の充実に努めます。
障害者(児)自立生活訓練事業の推進 【障害施策推進課】	<p>地域で自立生活を望む障害者(児)に対し、集団生活に関する指導を行うことや適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、自立に必要な力と自立意欲を高め、地域での自立生活を促進します。</p> <p>＜現状＞ 障害者(児)登録事業所：4か所</p>	障害者(児)登録事業所：5か所
障害者基幹相談支援センター事業 【障害施策推進課】	<p>障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活をおくれるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。</p> <p>なお、区域を担当する区障害者基幹相談支援センターと、市全域(広域)を担当する総合相談情報センターがあります。</p> <p>＜現状＞</p> <p>相談人数：12,666人(うち障害児1,205人) 相談件数：70,652人(うち障害児4,900人)</p>	各区役所1か所の障害者(児)関連相談窓口設置体制を継続
早期支援員派遣事業 【学校指導課】	<p>発達障害等により配慮を要する幼児に対する早期支援として、教員等に指導助言を行う専門家を公立幼稚園に派遣し、幼稚園、家庭が協力して支援できる園内体制を整え、幼児の特性に応じた支援をします。</p> <p>＜現状＞ 公立幼稚園全園で実施</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
ユニバーサルデザインスクール事業・発達障害児等専門家派遣 【支援教育課】	発達障害児等に対する個に応じた指導の一層の充実を図るため、教員及び保護者等に対し、発達障害に関する専門的な知識・技能をもつ専門家による指導助言を行います。 ＜現状＞ 訪問指導回数：48回	ニーズを踏まえ、充実に向け方向性を検討します。
放課後児童対策事業における障害のある児童の受け入れの推進 【放課後子ども支援課】	個々の児童の障害の状況を把握とともに、施設面や設備面、また指導員の現状を踏まえ、総合的な判断により可能な限り受け入れ、必要に応じて指導員を追加配置します。 ＜現状＞ 501人	可能な限り受け入れます。
私立幼稚園巡回相談事業 【教育環境整備推進室】	市内の私立幼稚園に在園する発達に課題のある園児等に対する個に応じた指導を支援するため、専門家による巡回相談を行い、園児への指導方法や配慮すべき内容等を教職員に直接助言する機会を持つことにより、障害のある幼児の私立幼稚園での受け入れを促進します。 ＜現状＞ 巡回実施園数：14園	巡回相談を希望する全ての私立幼稚園での本事業の実施

3-2 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進

全国で重大な虐待事案が相次いでいる状況を踏まえ、重大な児童虐待ゼロをめざし、地域の子育て支援と連携した虐待防止や虐待相談対応体制の強化など、児童虐待の予防と早期発見・迅速対応に向けた取組を推進します。また、里親やファミリーホーム等の家庭養護の充実を図るなど社会的養護の取組を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
乳幼児健康診査事業 【子ども育成課】	再掲 10 ページ	
乳児家庭全戸訪問事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 101 ページ参照	
育児支援ヘルパー派遣事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 102 ページ参照	
子育てアドバイザー派遣事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 103 ページ参照	
みんなの子育てひろば事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 104 ページ参照	
堺市つどい・交流のひろば事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 106 ページ参照	
家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推進 【子ども家庭課 ・子ども相談所】	里親支援機関や里親会及び施設の里親支援専門相談員との連携を図りながら、効果的な広報・啓発活動等を実施して、登録里親の増加やファミリーホームの開設促進を図るとともに、里親委託推進に努めます。 ＜現状＞ 里親登録数：74組、里親委託児童数：40人 里親委託率：12.42%	里親登録数：122組 里親委託児童数：75人 里親委託率：23.22%
社会的養護体制整備事業 【子ども家庭課 ・子ども相談所】	社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で、安定した人間関係のもとで行われる必要があるので、市内の児童養護施設において、養育の形態を小規模グループケアやグループホームに変えるなど、家庭的な養育環境の整備に努めます。 ＜現状＞ 児童養護施設：4施設(定員341人) 1施設で分園型小規模グループケアを2か所、1施設で地域小規模児童養護施設を1か所設置	家庭的な養育環境の整備に努めます。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
子育て短期支援事業 【子ども家庭課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 100ページ参照	
児童養護施設等退所者等支援 【子ども家庭課】	<p>児童養護施設退所後や里親委託解除後の子どもたちへの自立支援策の充実を図ります。また、児童自立生活援助事業のあり方について検討します。</p> <p>＜現状＞ 大阪府・大阪市と合同で自立生活技術講習会の実施：延べ参加児童数2,173人、相談受付：891人</p>	対象児童のアフターケアの充実に努めるとともに、就業環境の確保や必要な支援、職場開拓を含め就職後のフォローアップを行います。
身元保証人確保対策事業 【子ども家庭課】	<p>児童養護施設等を退所する子どもが就職や住宅を貸借する際に施設長等が保証人となった場合、万一保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの賠償額を補償します。</p> <p>＜現状＞ 就職時身元保証：1人 賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証：2人</p>	継続して実施
母子生活支援施設措置等事業 【子ども家庭課】	<p>配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童について、母子生活施設への入所により、安全確保及び生活の安定を図り、自立のための支援を行います。</p> <p>＜現状＞（延）432世帯入所</p>	継続して実施
子ども虐待防止事業 【子ども家庭課】	<p>本市では、子どもを虐待から守る地域ネットワークとして「堺市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。この協議会は、子ども相談所、子育て支援課、保健センター、保育所、幼稚園、学校、病院、警察、児童養護施設、民生委員児童委員・主任児童委員等により構成され、虐待の未然防止から早期発見・対応、保護・支援、家族再統合に至るまでの総合的な虐待防止対策を推進します。</p> <p>また、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、子どもへの虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、SNSを利用した相談窓口を開設し、児童虐待に関する相談を受け付けます。</p>	虐待の未然防止から早期発見・対応、保護・支援、家族再統合に至るまでの総合的な虐待防止対策を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>＜現状＞</p> <p>代表者会議：1回</p> <p>区代表者会議：各区1回</p> <p>区子ども虐待ケース連絡会：各区4回</p> <p>区要支援ケース連絡会：各区4回程度 個別ケースカンファレンス検討数：全市463件</p>	
家庭児童相談事業 【子ども家庭課】	<p>各区役所子育て支援課に設置されている家庭児童相談室で、発達上の問題、虐待や放任等、性格行動や不登校などの相談業務等を実施し、適切な助言や援助、関係機関への紹介等を行います。</p> <p>＜現状＞</p> <p>養護相談：1,409件</p> <p>虐待相談(実)：3,455件(継続含む)</p> <p>障害相談：669件、非行相談：13件</p> <p>育成相談：241件、その他：169件</p>	継続し、家庭児童相談体制の充実に努めます。
児童家庭支援センター事業 【子ども家庭課】	<p>地域、家庭からの相談に応じ、児童相談所からの受託による指導を行うとともに、関係機関との連携・連絡調整を行います。また、児童養護施設退所後の児童等に対する支援や地域交流事業も実施しています。</p> <p>＜現状＞</p> <p>養護(虐待含む)相談：(実)114件</p> <p>障害相談：(実)8件、非行相談：(実)0件</p> <p>育成相談：(実)30件、その他：(実)169件</p>	継続し、地域の児童・家庭の福祉の向上に努めます。
DV 避難児童等心理ケア事業 【子ども家庭課】	<p>DV 被害から避難し、本市に居住する児童とDV 被害者である保護者に心理ケアを実施し、新たな環境での安心・安定した生活の支援や心的外傷からの回復を図ります。</p> <p>＜現状＞</p> <p>アセスメント実世帯数：9世帯</p> <p>心理ケア実世帯数：3世帯</p>	継続して実施
民間認定こども園等一時預かり事業 (民間認定こども園等)／堺市一時預かり事業(公立認定こども園)【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 107ページ参照	

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
さかいマイ保育園 事業 【幼保運営課】	<p>出産予定や子育て中の不安や悩みを軽減・解消するため、身近な認定こども園や保育所を「かかりつけこども園・保育園」として登録してもらい各施設が提供している各種子育て支援サービスの利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供…乳幼児や子育て支援に関する情報の提供 ・育児相談…保育士などによる子育てに関する相談 ・園庭開放…施設を活用した子ども同士の遊びや交流 ・ほっと預かり…平日午前中の一時預かりサービスをひとり 1 回に限り無料で利用可能(ただし、利用は0歳児から3歳児保育までの間に限る。また、原則認定こども園・保育所利用児は除く。) <p><現状> 登録児童数 4,536人</p>	登録児童数：4,400人
子ども相談所事業 (児童虐待対応関係) 【子ども相談所】	<p>児童虐待に関する相談や通報があれば、速やかに子どもの状況等についての調査を実施し、必要に応じ一時保護や施設入所等の措置を行います。また、家族再統合や家庭復帰に向けた取組も行っています。</p> <p><現状></p> <p>身体的虐待相談：(延)483件 ネグレクト相談：(延)358件 性的虐待相談：(延)21件 心理的虐待相談：(延)1,304件</p>	継続し、相談体制の充実に努めます。
一時保護所事業 【子ども相談所】	<p>緊急保護、行動観察、短期入所指導などの理由により、一時保護した子ども一人ひとりの状況に応じた適切な援助を確保します。</p> <p><現状> 利用人数 271人、利用日数 7,644日</p>	適切な援助を継続します。
生徒指導アシスタント派遣事業 【生徒指導課】	<p>校長の指揮監督のもと、生徒指導アシスタントが生徒指導に関する補助、関係機関・地域との連携補助、学校行事への支援などを行います。</p> <p><現状></p> <p>生徒指導アシスタント派遣回数：12,030回</p>	継続して実施し、活用状況を見ながら配置増を検討していきます。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
スクールサポート チーム派遣事業 【生徒指導課】	<p>学校だけで解決できない生徒指導上の緊急課題を抱える学校の要請でケース会議を開き、指導助言を行います。また、必要に応じて関係機関と連携します。さらに学習支援・家庭支援・教員補助が必要である場合には学生、地域ボランティア(生徒指導サポートスタッフ)を派遣します。学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るために、指導主事、学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフをチームとして派遣し、学校と連携して、緊急・集中的な支援を行います。また、学校だけでは解決できない緊急課題を抱える学校の要請に対し、ケース会議を開催し、指導助言を行います。(SAT 緊急対応事業については平成 23 年度から平成 27 年度実施)</p> <p>＜現状＞ 生徒指導サポートスタッフ派遣実績：小学校 8 校、中学校 4 校 1,350 回</p>	関係機関との連携を強化しながら、非行等の生徒指導上の課題に対し、有効的な事業を展開していきます。
スクールソーシャル ワーカー活用事業 【生徒指導課】	<p>教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、不登校や問題行動等に対し、学校とともに子どもの置かれた環境に働きかけたり、子ども相談所などの関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図ります。</p> <p>＜現状＞ 配置校数：小学校 8 校、中学校 1 校 配置校以外の学校には必要に応じて派遣</p>	全中学校区に配置
スクールカウンセ ラー配置事業 【生徒指導課】	再掲 28 ページ	
電話 教育 相談 【教育センター】	<p>児童生徒や保護者から直接電話による相談を受け、学校生活及び家庭教育を支援するための指導・助言を毎日、24 時間体制で行います。</p> <p>＜現状＞ 電話相談件数：(延)1,486 件</p>	継続して実施

3-3 ひとり親家庭の自立への支援

ひとり親家庭は、不安定雇用や養育費確保の問題から経済的に厳しく、育児・家事でも困難を抱えている場合が多いことから、家庭の状況に応じた子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、生活の安定と向上のための自立支援の取組を推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
病児保育事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 110ページ参照	
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 111ページ参照	
ひとり親家庭等支援事業(母子・父子自立支援員) 【子ども家庭課】	各区役所子育て支援課において、母子・父子自立支援員を中心に母子家庭等の生活や子どもの養育、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び就労・就業、自立の相談支援を行います。 <現状> 母子家庭等就業・自立支援センターと連携を強化した	母子家庭等就業・自立支援センターと連携を強化します。
ひとり親家庭等支援事業(堺ふお～らむ広場) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭が定期的に集い相談しあう場を設け、交流や情報交換を行い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図る事業です。実施に関しては、一般財団法人に委託し、日曜日の午後に開催しています。 <現状> 開催回数：12回	開催回数：12回
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子ども家庭課】	母子家庭等を対象に、一時的に家事等が困難となったときに家庭支援員を利用者宅に派遣し、掃除、洗濯、買い物等の家事を援助しています。 <現状> 派遣回数：(延)41回、実施事業所数：3か所	継続して実施
子育て短期支援事業 【子ども家庭課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 100ページ参照	

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【子ども家庭課】	<p>ひとり親家庭の母及び父、寡婦の就業のより効果的な促進を図るため、就労相談から技能習得、職業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスの提供や地域生活の支援や養育費の取り決め等、専門的な法律相談などを実施します。</p> <p>＜現状＞ 就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報提供サービス、就職斡旋までの一貫した就業支援の実施及びプログラム策定事業を全市域で実施し、ハローワーク就労支援事業との連携を図った。</p>	求人情報の開拓と登録を推進し、ハローワークと連携を強化します。
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業 【子ども家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 高等職業訓練促進給付金事業：ひとり親家庭の母及び父が資格を取得するために養成機関に在籍期間中、一定期間給付金を支給します。 自立支援教育訓練給付金事業：ひとり親家庭の母及び父の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母及び父に給付金を支給します。 <p>＜現状＞ 高等職業訓練促進給付金支給件数：(実)79件 高等職業訓練修了支援給付金：(実)18件 自立支援教育訓練給付金支給件数：15件</p>	継続して実施
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 【子ども家庭課】	<p>母子家庭等に対し、経済的支援を行い、自立を推進するために、子育てに必要な修学資金や、技能習得期間中の生活資金、起業を支援する事業資金など目的に応じて12種類の資金を貸付けます。</p> <p>＜現状＞ 貸付件数：(延)271件</p>	貸付金の活用周知と適正な償還指導を行い、償還率向上を推進します。
母子父子自立支援プログラム策定事業 【子ども家庭課】	<p>児童扶養手当受給者を対象に、福祉施策とハローワーク就労支援事業の活用を図りながら、就労支援を実施します。</p> <p>＜現状＞ 策定件数：(実)43件</p>	きめ細かな策定を推進します。
養育費に関する相談・啓発・情報提供事業	<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決め等弁護士による専門的な法律相談を実施するとともに、児童扶養手</p>	養育費相談支援センター等と連携し推進します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
【子ども家庭課】 児童扶養手当	当窓口や母子父子自立支援員から、養育費取得の手続き等について、啓発や情報提供を行います。 ＜現状＞ 相談件数：(延)46件	
【子ども家庭課】 ひとり親家庭学び直し支援事業	経済的支援を行うため、ひとり親家庭(父又は母が一定の障害の状態にある場合も含む)の父又は母、または父母以外の人がその児童を養育する場合、その人に対して支給します。 ＜現状＞ 受給者：8,307人	継続して実施
【子ども家庭課】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の父母または子(児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること)を対象に、高等学校卒業程度認定試験のための講座(受講前に指定を受けること)を受講し、修了した際に受講費用の 4割 (受講修了時給付金。上限 10万円)を支給、合格した場合に受講費用の 2割 (合格時給付金。受講修了時給付金と合わせて上限 15万円。ただし、受講修了日から起算して2年内に高卒認定試験に全科目合格した場合)を支給します。 ＜現状＞ 受講修了時給付金 0人、合格時給付金 0人 新規申請者 2人	制度の周知に努めます。
【子ども家庭課】	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の父母に対し、養成機関入学時に、入学準備金として50万円及び養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸し付けます。なお、養成機関の課程を修了し�かつ資格取得した日から1年内に資格を生かして就職し、指定の区域内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除します。 ＜現状＞ 利用者：26人	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ひとり親家庭等支援事業(交通遺児手当) 【子ども家庭課】	<p>交通事故により父又は母等を失った児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の養育者に対して、交通遺児手当を年2回(4月と10月にそれぞれの前月分まで)支給します。</p> <p>＜現状＞ 対象児童数 14 人</p>	継続して実施
ひとり親家庭等支援事業(養育費確保支援事業) 【子ども家庭課】	<p>・公正証書等作成促進給付金：養育費の取り決め内容の債務名義化を促進するため、養育費に係る公正証書等を作成する場合、作成費を給付します。</p> <p>・養育費保証促進給付金：養育費を継続的かつ確実に受け取る枠組みを整えるため、保証会社と 1 年以上の養育費保証契約をする場合、保証金を給付します。</p> <p>＜現状＞ 令和 2 年度新規事業</p>	継続して実施
母子生活支援施設措置等事業 【子ども家庭課】	再掲 41 ページ	
認定こども園や保育所などへの優先利用調整の推進 【幼保推進課】	<p>ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するため、認定こども園や保育所などへの利用について、優先的な取扱いを実施します。</p> <p>＜現状＞ 入所児童数 母子家庭児童：2,433 人、父子家庭児童：96 人</p>	ひとり親家庭児童の優先利用を推進していきます。
夜間保育 【幼保推進課】	再掲 13 ページ	
休日保育事業 【幼保推進課】	再掲 13 ページ	
のびのびルームの優先的利用の推進 【放課後子ども支援課】	<p>ひとり親家庭で、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の放課後における健全な育成と子育て支援を図るため、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業における優先的な受入に努めます。</p> <p>＜現状＞ 就労等証明書類を提出したひとり親世帯の優先順位を高く設定</p>	可能な限り受け入れます。

3-4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖されることのない社会の実現をめざし、教育、生活、保護者の就労、経済面の支援を推進します。

※この施策領域は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策に応じた事業掲載順としています。

(1)教育の支援		
(1-1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【子ども企画課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 97 ページ参照	
寡婦(夫)控除のみなし適用 【幼保推進課】	所得状況が同一でありながら、保育料の金額に差異ができることで児童の処遇に不利益が生じる可能性を解消するため、婚姻歴がなく税法上の寡婦(夫)控除が適用されていないひとり親家庭に対し、保育料算定にあたり、寡婦(夫)控除があるものとみなし、税額を再計算することにより保育料の負担軽減を図ります。 <現状> 対象者数：11 人、減免額：448,800 円	継続して実施
(1-2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
さかい学びサポート事業 【学校指導課】	再掲 27 ページ	
スクールカウンセラー配置事業 【生徒指導課】	再掲 28 ページ	
スクールソーシャルワーカー活用事業 【生徒指導課】	再掲 44 ページ	

(1-3) 高等学校等における修学継続のための支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
学習と居場所づくり支援事業 【生活援護管理課】	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校生等を対象として、無料で学習できる場であり居場所となる場を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成、職業観や就業観の醸成、自己肯定感の向上、高等学校等からの中途退学を未然に防止するための支援等を行うとともに、家庭訪問や面談等による支援も実施します。</p> <p><現状> 開催回数 200 回、利用人数(延)1,023 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。
(1-4) 大学等進学に対する教育機会の提供		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ひとり親家庭学び直し支援事業 【子ども家庭課】	再掲 47 ページ	
高校卒業見込者への進路支援事業 【生活援護管理課】	<p>生活保護世帯の高校卒業見込者等を対象に、専門的知識を有した者による進路選択後に必要となる費用やそれを助成する奨学金等についての情報提供を行うとともに、奨学金等の返済も含めた資金計画を作成することで、支援対象者一人ひとりの状況に応じた進路支援を実施します。</p> <p><現状> 支援対象者数 88 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。
(1-5) 特に配慮を要する子どもへの支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
堺市支援学級等就学奨励費支給事業 【学務課】	<p>市立小・中学校に在学する障害のある児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品費等の就学奨励費を支給しています。</p> <p><現状> 受給者数 1,190 人</p>	継続して実施

(1-6) 教育費負担の軽減		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ひとり親家庭等支援事業(交通費児手当) 【子ども家庭課】	再掲 48 ページ	
生活保護(教育扶助等)の支給 【生活援護管理課】	<p>生活保護受給世帯の児童又は生徒に係る学校給食費や正規の教材代等については、生活保護制度において保護者が負担すべき給食費の額等を教育扶助費として支給すると定められており、引き続き対象者への支給を継続します。</p> <p>生活保護受給者が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件のもと、就学に係る費用を生業扶助(高等学校等就学費)として支給することとなっています。今後も対象者への支給を継続します。</p> <p>生活保護受給者の自立の助長を図ることを目的として、安定した職業についたこと等の事由により保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給するものとされています。今後も対象者への支給を継続します。</p> <p>生活保護受給者であって、一定の要件を満たす方については、原則 6 か月以内の期間において月額 5,000 円の就労活動促進費を支給することができるとされています。今後も対象者への支給を継続します。</p> <p>平成 30 年度、生活保護世帯の子どもの自立の助長を図ることを目的として、大学等へ進学する生活保護世帯の子どもに対し、新生活の立ち上げに当たって必要となる費用として、進学準備給付金を支給する制度が創設されました。今後対象者への支給を行います。</p> <p>＜現状＞</p> <p>教育扶助受給者数 21,200 人 就労自立給付金 182 人 高等学校等就学費 828 人 就労活動促進費 0 人 進学準備給付金 139 人</p>	国の動向を踏まえ、継続して実施します。
就学援助事業 【学務課】	再掲 26 ページ	

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
堺市奨学金事業 【学務課】	<p>教育の機会均等を図るため経済的理由により修学が困難な高校 1 年生等に対して、基金の利子収入等を財源として 1 人当たり 32,000 円を給付しています。</p> <p>※国及び大阪府による「奨学のための給付金」制度の実施を契機に、より効果的な修学支援となるよう平成 27 年度から制度を改めて実施</p> <p><現状> 堺市奨学金受給者数 235 人</p>	継続して実施
(1-7) 地域における学習支援等		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
学習と居場所づくり支援事業 【生活援護管理課】	再掲 50 ページ	
さかい学びサポート事業 【学校指導課】	再掲 27 ページ	
スクールカウンセラー配置事業 【生徒指導課】	再掲 28 ページ	
スクールソーシャルワーカー活用事業 【生徒指導課】	再掲 44 ページ	
(1-8) その他の教育支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
青少年センター及び青少年の家管理運営事業 【子ども育成課】	再掲 21 ページ	
殿馬場中学夜間学級【学務課】	再掲 26 ページ	

(2) 生活の安定に資するための支援		
(2-1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
育児支援ヘルパー 派遣事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 102 ページ参照	
乳児家庭全戸訪問 事業【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 101 ページ参照	
子育てアドバイザー 派遣事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 103 ページ参照	
妊産婦・乳幼児等の 保健指導事業 【子ども育成課】	再掲 9 ページ	
ファミリー・サポー ト・センター事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 111 ページ参照	
子育て短期支援事業 【子ども家庭課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 100 ページ参照	
(2-2) 保護者の生活支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
育児支援ヘルパー 派遣事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 102 ページ参照	
ファミリー・サポー ト・センター事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 111 ページ参照	
病児保育事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 110 ページ参照	
子育て短期支援事業 【子ども家庭課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 100 ページ参照	
ひとり親家庭等日 常生活支援事業 【子ども家庭課】	再掲 45 ページ	

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ひとり親家庭等支援事業(母子・父子自立支援員) 【子ども家庭課】	再掲 45 ページ	
ひとり親家庭等支援事業(堺ふお～らむ広場)【子ども家庭課】	再掲 45 ページ	
母子生活支援施設措置等事業 【子ども家庭課】	再掲 41 ページ	
教育・保育施設供給体制の確保 【幼保推進課】	第 4 章「教育・保育」81 ページ参照	
延長保育事業【幼保推進課・幼保運営課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」96 ページ参照	
夜間保育 【幼保推進課】	再掲 13 ページ	
民間認定こども園等一時預かり事業 (民間認定こども園等)／堺市一時預かり事業(公立認定こども園)【幼保推進課・幼保運営課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」107 ページ参照	
休日保育事業 【幼保推進課】	再掲 13 ページ	
幼稚園型一時預かり事業【幼保推進課・幼保運営課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」108 ページ参照	
生活困窮者自立相談支援事業 【生活援護管理課】	<p>生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関を開設しています。相談内容に応じアセスメントを実施し、一人ひとりの状態に応じた自立支援計画を策定のうえ、計画に基づき、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援等を行います。</p> <p>＜現状＞ 新規相談総件数 1,900 件 支援実施件数(延) 7,038 件</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
放課後児童対策事業 (のびのびルーム) 【放課後子ども支援課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 98 ページ参照	
放課後ルーム事業 【放課後子ども支援課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 98 ページ参照	
放課後子ども総合 プラン事業 【放課後子ども支援課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 98 ページ参照	
(2-3) 子どもの生活支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
子ども食堂ネット ワーク構築事業 【子ども企画課】	<p>様々な家庭環境で暮らす子どもたちが、地域の身近な場所で、安心して利用できる居場所や多様な体験ができる環境を構築するため、地域の多種多様な団体が運営する子ども食堂の開設と持続的な活動を支援します。具体的には、実施団体等をつなぐネットワークを形成し、以下の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議による参画団体間の情報共有 ・参画する子ども食堂の開催日程や取組情報の発信 ・従事者向け研修の実施 ・食材寄付やボランティア等の仲介 ・新たな実施団体の開拓、開設に向けたノウハウの提供 ・課題を抱える子どもを適切な支援機関につなぐなど <p>＜現状＞ ネットワーク参画団体数 50 団体</p>	継続して実施
家庭養護(里親・ファミリーホーム)の 推進【子ども家庭課・子ども相談所】	再掲 40 ページ	
子ども医療費助成 事業【医療年金課】	再掲 12 ページ	

(2-4) 子どもの就労支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
ユースサポートセンター運営事業(子ども・若者総合相談センター)【子ども家庭課】	再掲 32 ページ	
ユースサポートセンター運営事業(堺地域サポートステーション)【子ども家庭課】	再掲 32 ページ	
就労や早期の保護脱却に資する経費についての収入認定除外 【生活援護管理課】	<p>生活保護受給世帯の高校生の就労収入については、本人の高校卒業後の大学の進学費用等に係る経費に充てられる等、一定の要件を満たせば収入として認定しないものとして取り扱って差し支えないとされています。今後も就労収入の使途を丁寧に聞き取りの上、対象となる場合は収入として認定しない取扱いとします。</p> <p>＜現状＞ 高校生の進学費用経費の収入認定除外 67 人</p>	国の動向を踏まえ、継続して実施します。
さかいJOBステーション事業 【雇用推進課】	再掲 33 ページ	
(2-5) 住宅に関する支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
生活困窮者住居確保給付金 【生活援護管理課】	<p>離職等により住宅を喪失した方・喪失のおそれのある方の就職活動を支えるため、原則 3 か月(一定の条件のもと延長可能)、家賃相当額(上限額あり)を支給します。</p> <p>＜現状＞ 新規支給決定者数 8 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
住まい探し相談会の開催 【住宅まちづくり課】	<p>大阪府・市町村・不動産関係団体で構成し、低額所得者、高齢者、子育て世帯等が安心して住まいを確保できる環境を整備することを目的とした、Osaka あんしん住まい推進協議会に本市も参画しており、同協議会との共催にて、堺市内在住の子育て世帯等を対象に住まい探しの相談会を年 1 回程度実施しています。</p> <p>＜現状＞ 1回</p>	1回
市営住宅の入居者の募集における子育て世帯の募集枠の確保 【住宅管理課】	<p>市営住宅の入居者の募集において、一般の募集枠とは別に、子育て世帯(義務教育終了以前の子を扶養し、同居する親子世帯)に限定した募集枠を設定し、高齢化率の高い団地のコミュニティバランスの確保を図ります。</p> <p>＜現状＞ 平成 30 年度の総募集戸数 96 戸のうち 10 戸を子育て世帯枠として募集</p>	総募集戸数のうち 1 割程度を子育て世帯枠として確保
市営住宅の入居者の募集における福祉世帯の募集枠の確保 【住宅管理課】	<p>市営住宅の入居者の募集において、一般の募集枠とは別に、福祉世帯(ひとり親世帯・高齢者世帯・障害者世帯・DV 被害者世帯・犯罪被害者世帯・海外からの引揚者世帯・戦傷病者世帯・原子爆弾被爆者世帯・ハンセン病療養所入所者世帯)に限定した募集枠を設定することにより、特に居住の安定確保が必要な方に住戸を提供します。</p> <p>＜現状＞ 平成 30 年度の総募集戸数 96 戸のうち 10 戸を福祉世帯枠として募集</p>	総募集戸数のうち 1 割程度を福祉世帯枠として確保
(2-6) 児童養護施設退所者等に関する支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
児童養護施設等退所者等支援 【子ども家庭課】	再掲 41 ページ	
身元保証人確保対策事業【子ども家庭課】	再掲 41 ページ	

(2-7) 支援体制の強化		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
社会的養護体制整備事業 【子ども家庭課・子ども相談所】	再掲 40 ページ	
堺市子ども・若者支援地域協議会 【子ども家庭課】	再掲 32 ページ	
ケースワーカーや就労支援相談員等への研修の実施 【生活援護管理課】	<p>生活保護担当ケースワーカーに対しては、相談援助技術の向上等を目的とし、新任・新採用ケースワーカー研修を実施するとともに、厚生労働省が実施する生活保護担当ケースワーカー全国研修会等への参加を継続します。各区生活援護課に配置している就労支援相談員は、雇用情勢や職業安定情勢等に関する知識の習得等を目的とし、生活保護就労支援員全国研修会に参加します。</p> <p>自立相談支援機関の相談支援員等に対しては、効果的な相談及び就労等の支援技術の習得等を目的とし、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加を推進します。</p> <p>＜現状＞</p> <p>新任・新採用 CW 研修 26 人 生活保護担当 CW 全国研修会 2 人 生活保護自立支援推進研修 3 人</p>	国の動向を踏まえ、継続して実施します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援		
(3-1) 職業生活の安定と向上のための支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
さかい JOB ステーション事業 【雇用推進課】	再掲 33 ページ	
(3-2) ひとり親に対する就労支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業 【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
母子父子自立支援プログラム策定事業 【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【子ども家庭課】	再掲 47 ページ	
認定こども園や保育所などへの優先利用調整の推進 【幼保推進課】	再掲 48 ページ	
のびのびルームの優先的利用の推進 【放課後子ども支援課】	再掲 48 ページ	
(3-3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
キャリアサポート事業 【生活援護管理課】	<p>生活保護受給者及び生活困窮者に対し、民間事業者への業務委託による「キャリアサポート事業」を実施します。</p> <p>生活保護受給者に対しては、キャリアカウンセラーによる「キャリアカウンセリング」、支援対象者一人ひとりに応じた「求人開拓」、就労に向けた知識や技術を習得する「集中・集団支援」等を効果的に連携させ、強力かつきめ細かな就労支援を行います。また、生活困窮者に対しては、自立相談支援機関に、就労支援に関するスキルやノウハウをもつ就労支援員を配置し、相談支援員との連携によるきめ細かな就労支援を行います。</p> <p><現状> 生活保護受給者の支援対象者数 828 人 生活困窮者の支援対象者数 119 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
生活保護受給者等就労自立促進事業 【生活援護管理課】	<p>ハローワークに配置される就職支援ナビゲーターとの連携により、求人情報の提供、職業相談・職業紹介を行うことで、生活保護受給者等の就労促進を図ります。</p> <p>＜現状＞ 生活保護受給者の支援対象者数 553 人 生活困窮者の支援対象者数 47 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。
被保護者就労促進事業 【生活援護管理課】	<p>各区生活援護課に就労支援相談員を配置し、ハローワークへの同行等生活保護受給者への求職活動支援、雇用情勢の分析、ハローワークとの調整等、就労に向けた支援を行います。</p> <p>＜現状＞ 支援対象者数 574 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。
生活困窮者就労準備支援事業 【生活援護管理課】	<p>一般就労が難しい生活困窮者に対し、本人の状況や就労に向けた準備を整える支援を実施します。具体的には、日常生活自立(生活リズム等)、社会生活自立(対人関係、意欲喚起等)、就労自立(職場体験等)に関する支援を行い、本人の状況に応じた基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施します。</p> <p>＜現状＞ 事業利用人数 3 人</p>	国の動向も踏まえ、効果検証を行い、継続して実施します。
地域就労支援事業 【雇用推進課】	<p>働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる方を対象に個別相談や求人情報の提供、職業能力開発講座の開催などを実施する堺市地域就労支援センターを(公財)堺市就労支援協会内に設置しています。また、同協会では独自の無料職業紹介を実施しているほか、ハローワークの求人検索機を設置しており、求人を自由に閲覧できます。</p> <p>＜現状＞ 相談件数 1,708 件</p>	相談件数：1,760 件

(4) 経済的支援		
(4-1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
児童手当 【子ども家庭課】	再掲 11 ページ	
児童扶養手当 【子ども家庭課】	再掲 47 ページ	
(4-2) 養育費の確保の推進		
事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
養育費に関する相談・啓発・情報提供事業【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
母子家庭等就業・自立支援センター事業【子ども家庭課】	再掲 46 ページ	
ひとり親家庭等支援事業(母子・父子自立支援員) 【子ども家庭課】	再掲 45 ページ	
ひとり親家庭等支援事業(養育費確保支援事業) 【子ども家庭課】	再掲 48 ページ	

3-5 外国につながる子どもと家庭への支援

外国人登録人口の増加や国籍の多様化が進む中、日本語を母語としない保護者のもとで暮らす子どもやその家庭が教育・保育サービス等を円滑に利用でき、安心して子育てができるよう支援します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
外国語版母子健康手帳の配付 【子ども育成課】	保健センターにて外国語版母子健康手帳を配付しています。 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語。 ＜現状＞ 上記言語の母子健康手帳を配付	継続して実施
育児総合ガイドブック「いきいき堺っ子」の発行 【子ども育成課】	育児総合ガイドブックを発行し、妊娠届出時や、堺市への転入時に、妊娠中や就学前のお子さんがいる方へ配布。また、関係機関にて配架するなどしています。 冊子内に外国語の方のための子育てに必要な情報をまとめたページを設けています。 ＜現状＞ 発行部数：13,000部	継続して実施
公立こども園における外国籍の利用者への支援 【幼保運営課】	外国籍の子どもや保護者に対して、運営上必要なお知らせや情報提供等を行うため、こども園ガイドブックの外国語版(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)を作成し、各公立こども園に配付しています。 また、日々の連絡等は音声翻訳タブレット等により対応しています。 ＜現状＞ こども園ガイドブックを6か国語に翻訳し、各園に1冊ずつ配付。 また、音声翻訳タブレットを各区に1台ずつ配置。	外国籍の子どもや保護者との日々の連絡等で引き続きガイドブックの外国語版と音声翻訳タブレット等を継続して使用します。
乳幼児健診関連資料等のベトナム語翻訳版の作成 【南保健センター】	保健センター乳幼児健診における問診票等の資料のベトナム語版を作成し、乳幼児や保護者の負担を軽減し、安心して健診を受けることができるようになります。	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p><現状></p> <p>使用件数：22 件</p> <p>(内訳)4 か月児健診：10 件 1 歳 6 か月児健診：6 件 3 歳児健診：6 件</p>	
保健センターにおける翻訳ツールを活用した多言語対応 【南保健センター】	<p>令和元年度から保健センターでの市民対応において、翻訳ツールを活用し、情報を伝えることにより、外国籍外国人への適切な子育て支援を行います。</p> <p><現状> 令和元年度新規事業</p>	継続して実施
外国籍児童への就学案内 【学務課】	<p>堺市に住民登録がある翌年度新 1 年生になる児童の保護者に対し、堺市立小学校の就学手続について日本語の他複数の言語で案内文を送付。</p> <p>送付言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語</p> <p><現状> 82 人</p>	継続して実施
堺市就学援助制度の案内 【学務課】	<p>公立小・中学校に通う子どもや 4 月に公立の小学校に就学する新 1 年生のいる家庭で、経済的な理由により就学困難な家庭に、就学に要する費用の一部を援助する制度の案内文を配付しています。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、</p> <p><現状> 上記言語の案内文を配布</p>	継続して実施
堺市支援学級等就学奨励費支給の案内 【学務課】	<p>本市の支援学級に在籍、または他校通級している児童生徒の保護者に、支援学級等就学奨励費を支給する制度の案内文を配付しています。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語</p> <p><現状> 上記言語の案内文を配布</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
<p>堺市奨学金制度の案内 【学務課】</p>	<p>経済的な理由により修学が困難な高校 1 年生等に対し、奨学金を給付する制度の案内文を配付しています。 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語</p> <p>＜現状＞ 上記言語の案内文を配布</p>	継続して実施
<p>自立支援日本語指導員派遣事業 【人権教育課】</p>	<p>幼児児童生徒の指導に必要となる語学に堪能かつ日本語を指導することが可能な者を自立支援日本語指導員として、指定する市立学校園に派遣します。</p> <p>対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、マレーシア語、ネパール語、アラビア語、パシュトウー語</p> <p>＜現状＞ 派遣総数：3,468 回</p>	継続して実施

4 子どもの健やかな成長を育む環境整備(ライフステージ横断)

4-1 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てへの不安や負担を保護者だけで抱え込むことがないよう、子どもを取り巻く地域、施設、学校、企業等、まち全体で子どもの成長を見守り、支え合うことができる環境を整備します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
さかい子育て応援団事業 【子ども企画課】	子育て家庭が利用しやすい設備等の提供、うれしい付加的サービス、割引やプレゼントの提供サービス等、子育て家庭を応援する取組をしている堺市内の企業・団体等を対象に応援団への登録を呼びかけ、登録決定後、応援団ロゴマークを交付します。 また、登録企業等の取組について、市ホームページやフェイスブックページ等を活用して市内の子育て家庭等へ情報発信を行います。 ＜現状＞ さかい子育て応援団の登録数：320 団体	さかい子育て応援団の登録数：500 団体
堺市子育て支援情報総合サイト事業 【子ども企画課】	堺市における子育て支援や青少年健全育成に関する情報をホームページ内「さかい☆HUGはぐネット」で一元化して提供しています。 ＜現状＞ アクセス件数 187,562 件/月	掲載内容の充実及びアクセス件数の増加をめざします
子育て支援事業発信事業 【子ども企画課】	スマートフォンアプリ「さかい子育て応援アプリ」を開設し、子どもの生年月日(出産予定期)等の利用者特性に応じたタイムリーな情報提供、地図機能を活用した子育て施設の検索など、子育て家庭が必要とする情報を分かりやすく提供します。 ＜現状＞ アプリダウンロード数 15,486	アプリダウンロード数：32,500
さかいチャイルドサポートー育成事業 【子ども企画課】	国の「子育て支援員」制度に基づき、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を行います。 ＜現状＞ 修了証書交付人数及び現任等研修参加人数 249 人	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
子ども食堂ネットワーク構築事業 【子ども企画課】	再掲 55 ページ	
利用者支援事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 95 ページ参照	
みんなの子育てひろば事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 104 ページ参照	
地域子育て支援センター事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 105 ページ参照	
堺市つどい・交流のひろば事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 106 ページ参照	
子育て情報提供事業 【子ども育成課】	<p>育児の基礎的な知識や保育所、幼稚園教育・保育施設、子育てサークルや遊び場、制度などの子育てに関する各種資源・利用できる制度の状況について、市民にきめ細かく情報を提供する事業で、現在、子育て情報誌を発行し、保健センターでの妊娠届出時に、面接しながら全員に配布しています。また、関係機関において、就学前のお子さんがいる方(妊娠中の方を含む。)にも配布しています。</p> <p><現状> 子育て情報誌発行部数：13,000 部</p>	子育て情報誌発行部数 13,000 部
育児支援ヘルパー派遣事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 102 ページ参照	
堺元気っ子づくり推進事業 【子ども育成課・生徒指導課】	<p>地域清掃・美化活動、オリエンテーリング、音楽会など、中学校を単位とした青少年健全育成組織が運営する事業に補助金を支出するものです。学校園・家庭・地域が協働した青少年健全育成への取組を推進することにより、地域教育力を活性化させ、子どもに「生きる力」と「豊かな心」を育みます。</p> <p><現状> 補助金交付中学校区青少年健全育成組織数：43</p>	補助金交付中学校区青少年健全育成組織数： 43

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
青少年指導員地域活動支援事業 【子ども育成課】	<p>青少年指導員は、健全育成事業・啓発活動・青少年団体の育成・指導者の養成・環境浄化等の活動を行う、有志のボランティアです。各小学校区青少年指導員会及びその校区幹事により組織する堺市青少年指導員連絡協議会の活動について補助・支援・助言を行います。</p> <p>＜現状＞ 青少年指導員数：1,383 人 補助金交付校区数：88 校区</p>	青少年指導員数 1,400 人 補助金交付校区数 93 校区
7月非行防止月間推進事業 【子ども育成課】	<p>7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(内閣府)及び「暴走族追放・少年非行防止強調月間」(大阪府)に合わせ堺大魚夜市などにおいて、啓発に努め、青少年の規範意識の醸成と社会環境の浄化を図ります。</p> <p>＜現状＞ 青少年指導員参加者数：134 人 配布物品数：2,000 個</p>	青少年指導員参加者数： 200 人 配布物品数：3,000 個
子育てアドバイザー派遣事業 【子ども育成課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 103 ページ参照	
子育て短期支援事業 【子ども家庭課】	第 4 章「地域子ども・子育て支援事業」 100 ページ参照	
家庭児童相談事業 【子ども家庭課】	再掲 42 ページ	
児童家庭支援センター事業 【子ども家庭課】	再掲 42 ページ	
認定こども園等における地域活動事業 【幼保推進課】	<p>認定こども園や保育所を利用する家庭だけでなく、地域の在宅で子育てる家庭を対象に、認定こども園や保育所で育児講座や育児相談を実施するほか、園庭開放では子育て家庭の交流、老人会との世代間交流及び保育ボランティアとの協働の場を提供します。</p> <p>＜現状＞ 121 か所 民間認定こども園・保育所 103 施設 公立認定こども園 18 施設</p>	127 か所

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
さかいマイ保育園 事業【幼保運営課】	再掲 43ページ	
子ども相談所事業 (子育て支援関係) 【子ども相談所】	<p>児童福祉司、児童心理司などが、子どもを取り巻く状況や子どもの心理状況などを総合的に判断して、子ども・保護者・関係者等に対し助言や指導を行うほか、必要に応じて児童福祉施設への入所、里親への委託、一時保護などを行い、問題の改善に取り組みます。また、虐待通告先として24時間365日対応の子ども虐待ダイヤルを開設しています。</p> <p>＜現状＞ 養護相談：406件、 虐待相談：2,175件、 障害相談：1,813件、 非行相談：151件 育成相談：928件、 その他：30件</p>	継続し、相談体制の充実に努めます。
生涯学習まちづくり出前講座(どこでもセミナー) 【生涯学習課】	<p>10人以上の団体を対象に、市職員が地域に向き、市の事業や制度についての説明を行います。</p> <p>＜現状＞ 全96講座(うち、子育てに関する講座：4講座)</p>	多様な市民ニーズに応えるため、子育てに関する講座を含むメニューの多様化を図ります。
堺市スポーツ少年団 【スポーツ推進課】	<p>スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に資するため、堺市スポーツ少年団事業を支援し、各登録団の育成を図ります。</p> <p>＜現状＞ 登録団体数：121団</p>	登録団体数：160団
子育てサロン等の子育て支援活動の推進 【長寿支援課】	<p>各校区福祉委員会が実施する「地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動)」の一環として、各小学校区内の自治会館・地域会館等において、子育て中の親子やボランティアが集まる「子育てサロン」などを実施します。</p> <p>＜現状＞ 実施校区：77校区</p>	継続して実施
公共賃貸住宅の集会所などの活用 【住宅まちづくり課】	<p>公共賃貸住宅の集会所などを活用して、子育てに関連する相談や情報交換のできる場所を提供します。</p> <p>＜現状＞ 2か所(小規模保育所)</p>	子育て支援施策と連携し、地域の拠点づくりに努めます。

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
各区役所での保護者と赤ちゃんへの絵本の配布事業 【堺・企画総務課 中・自治推進課 東・企画総務課 西・企画総務課 南・企画総務課 北・企画総務課 美原・企画総務課】	<p>図書館及び地域ボランティア等と連携し、各保健センターが実施する 4 か月児健診時に、各区役所で工夫をこらし、赤ちゃんと保護者に絵本の紹介や読み聞かせを行い、絵本を配布することで、親子のふれあいを支援します。</p> <p><現状> 配布冊数 (堺区) 1,045 冊、(中区) 1,057 冊、(東区) 518 冊、 (西区) 1,031 冊、(南区) 842 冊、(北区) 1,506 冊、 (美原区) 238 冊 </p>	配布冊数 (堺区) 1,100 冊 (中区) 1,100 冊 (東区) 700 冊 (西区) 1,100 冊 (南区) 800 冊 (北区) 1,500 冊 (美原区) 200 冊
堺区子育てつながるプロジェクト 【堺・子育て支援課】	<p>現在定期的に開催している「子育てフレンドルーム」を中心とした『堺区子育てつながるプロジェクト』を展開することを通して、子育て家庭を広く受け止めるとともに、それぞれの子育てのニーズや不安に細かく寄り添いつつ地域の子育て資源につなげていきます。</p> <p><現状> 毎月開催(子育てフレンドルーム)</p>	繼続して実施し、子育て家庭のニーズに応じて、事業内容を検討していきます。
こどもをハグくむ講座(堺区域まちづくり事業) 【堺保健センター】	<p>満 1 歳の子と保護者を対象とし、子どもの発達や関わり方について学ぶ講座等を実施することで、保護者が安心して子育ての見通しがもてるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座と遊びの実践 ・子どもの発達を促す運動遊びや親子遊び ・子どもの発達段階に合わせた声かけの仕方について ・講座の内容について「こどもをハグくむ遊び」のリーフレットにまとめ、乳幼児健診や地域の満 1 歳の子どもをもつ保護者へ配布する。また堺区内のボランティアや子育てアドバイザー等の支援者へも啓発を実施します。 <p><現状> 実施回数 4 回 × 2 ケール 参加親子数 前期実数 40 人 延数 124 人 後期実数 38 人 延数 120 人 </p>	令和 2 年度まで実施予定
baby∞star 「いのちありがとうプロジェクト」 【中保健センター】	<p>若年出産(21 歳以下で出産)された保護者への支援。保護者自身が楽しんで参加できる内容とし、地域子育て支援関係者・健康づくり自主活動グループ(歩み会・8020 メイト)も協力してもらい、支援者との関係づくりを行います。若年出産した保護者が自分も子どもも大切にできるよう支援します。</p> <p><現状> 教室開催 6 回</p>	教室開催 6 回

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
乳幼児のむし歯ゼロ作戦 【中保健センター】	<p>乳臼歯（奥歯）が生え始める2歳頃はむし歯が増加しやすい時期であるため、このタイミングで歯科保健指導を行うことで、中区の乳幼児のむし歯を減少させることをめざします。</p> <p>＜現状＞ 対象者：2歳児の歯科相談全員</p>	<p>3歳6か月児健診で効果検証します。</p>
東区「待ち時間を親子のふれあい時間へ」事業 【東・企画総務課】	<p>区役所に来庁した子ども連れの方に、待ち時間を親子で触れ合う快適な時間にしていただくことを目的に、絵本ラックの設置やベビーカーの貸し出し、窓口への折り紙・ぬり絵の配架を実施します。</p> <p>＜現状＞ 継続して実施</p>	<p>継続して実施</p>
東区ばばてらす事業 【東・子育て支援課】	<p>月に1回父親と子どもの遊び場づくりや父親同士の交流の機会づくりを目的に「ばばてらす事業」を実施し、子育て世代の連帯感の醸成を図ります。</p> <p>＜現状＞ 5回実施、参加者数：(延)48組、123人</p>	<p>継続して実施</p>
ひがし・ママスタート応援事業 【東・子育て支援課】	<p>我が子に愛情を持ちながら安心して子育てができるように、子育てのスキルアップや子どもへの愛情を育む講座等を実施します。また、子育て中の孤立防止や不安解消をするため子育て支援情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーダンス等により親子のコミュニケーションを図るとともに、育児相談や情報交換会を実施。 ・子育ての不安解消や育児支援に関連する講座を開催。 ・子育てサークルサロンの紹介や地域子育て支援センター事業など掲載した東区子育て応援MAPを発行。 ・子育て中の疑問に対する子育ての思いやアドバイスをまとめたリーフレット「子育ての困りごと」を発行。 <p>＜現状＞ 16回、(延)275組</p>	<p>継続して実施</p>

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
妊娠期から産後のママ友支援事業 「プレママ・パパ&フレッシュママ・パパサロン」 【西・子育て支援課】	<p>35歳以上の初妊婦・初産婦を対象に交流の場を提供し、妊娠期からの継続したママ友作りを支援することにより、産後の孤立化や産後うつを予防します。</p> <p>＜現状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師を招くイベント全6回 (ベビーマッサージ、ベビーダンス、マタニティヨガ) ・クッキング1回、・お茶会4回 	継続して実施
子育て支援イベント事業 西区内の公園でのイベント実施 【西・子育て支援課】	<p>イベント活動の様子が眺めやすい公園で実施することにより、普段、区役所内のイベントや地域の子育てサロンに参加していない親子にも知ってもらい、その場で参加・交流を促し、西区や堺市内で実施している子育て支援事業の情報を提供しPRします。それをきっかけに、子育てサロンやみんなの子育てひろばなどの施設利用に対する抵抗感をなくして子育て支援サービスの利用を促進し、親子同士の交流から育児の孤立化の予防につなげます。また、屋外ならではの遊びを提供し、外遊びの楽しさ・重要性を伝えます。</p> <p>＜現状＞</p> <p>4回実施 うち3回を西区内にある浜寺公園(5月)、鳳公園(11月)、霞ヶ丘公園(3月)で実施 うち1回を家原大池体育館で実施</p>	継続して実施
広げよう子育ての輪 子育て情報発信事業 子育てマップの作成 【西・子育て支援課】	<p>西区の子育て情報を掲載したマップ形式のわかりやすいパンフレットを作成し、西区への転入者や、交流の場を探している区民へ提供することにより、地域ぐるみの子育てを活性化させます。</p> <p>＜現状＞ 子育てマップ増刷 5,000部</p>	継続して実施
子どもの健全育成 推進事業 【南・企画総務課】	<p>様々な子どもの健全育成を担う活動団体を横に繋げるプラットフォームの構築により、活動団体の情報共有の場をつくり、各団体の情報発信、団体間のマッチングによる新たな取組を支援します。</p> <p>＜現状＞ 令和元年度末にプラットフォーム立ち上げ予定</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
子育て支援啓発事業 【南・子育て支援課】	<p>地域や関係機関と連携しながら、親子や子育て世代の交流を促進し、子育て支援情報等の提供やニーズに合わせた相談支援を行うことで、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図ります。</p> <p>＜現状＞</p> <p>子育て講演会：1回、南区ばばてらす：4回 育休パパ集まれ：1回、大人ママ交流会：1回 ママパパ交流会：1回、 子育てお出かけマップ作製配布：5,000部</p>	継続して実施
北区子育てフェスタ 【北・企画総務課】	<p>主に、北区の子どもや子育て世帯を対象に、イベントを開催し、地域で活動している各種団体や子育てサークルなどとの交流を促進することで、子育て世帯の孤立を防止し、地域ぐるみの子育て支援につなげます。</p> <p>＜現状＞ 約4,500人</p>	継続して実施
ようきた(北)ね！子育て案内講座 【北・子育て支援課】	<p>転入して間もない未就学児童とその保護者を対象に、子育てや地域の情報提供を行う交流会形式の講座を実施し、子育ての不安の軽減を図り、楽しく子育てできる環境を整えます。</p> <p>＜現状＞ 4回</p>	4回
子育てピア・サポート支援事業 【美原・子育て支援課】	<p>保護者が安心して地域で子育てに取り組める環境づくりをめざし、親子がつどう場を定期的に提供し、育児仲間の獲得と子育てに関する知識の習得を支援します。また、講座や交流を通して、保護者がリフレッシュをはかるとともに、心身の健康への意識を高めます。</p> <p>＜現状＞ 令和2年度新規事業</p>	20回
教育相談事業 【教育センター】	<p>一人ひとりの子どもの状況に応じて、継続的な教育相談を実施するとともに、学校や関係機関とも連携しながら、面接相談や電話教育相談を実施し、課題の解決をめざします。</p> <p>＜現状＞</p> <p>面接相談人数：(延)8,516人 電話相談件数：(延)1,486件</p>	継続して実施

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
小学校施設開放事業 【地域教育振興課】	スポーツ活動を通じた児童の健全育成を目的に、学校教育活動に支障の無い範囲で小学校の体育施設(運動場、体育館)を開放するとともに、地域住民の生涯学習活動推進のため、小学校にある会議室、多目的室等も開放しています。 ＜現状＞ 実施校数：92校	実施校数：92校
社会教育関係団体支援事業 (PTA教育支援事業) 【地域教育振興課】	PTA会員に対して、子育てに関する学習・啓発の機会や情報を提供するとともに、泉北・堺市地区PTA協議会や大阪府PTA協議会等の情報を随時提供し会員の資質向上や家庭の教육力向上の支援を行います。 ＜現状＞ PTA研修会等参加者数：2,200人	各研修会参加者数： (延)2,000人
社会教育関係団体支援事業 (こども会育成事業) 【地域教育振興課】	スポーツ活動、文化活動などの子ども交流事業を実施し、友好都市や市内全域の子どもたちの交流の場を提供することに加え、指導者・育成者に対しては各研修会を実施し、啓発や育成を図るなど、子どもの健全育成に寄与する堺市こども会育成協議会の活動の支援を行います。 ＜現状＞ こども会加入率(対：府加入率)指數：1.35 校区連合こども会校区数：82校区	堺市こども会育成協議会を通じたこども会の加入推進に向けた取組の支援の継続
親育ち支援事業 【地域教育振興課】	再掲 17ページ	
教育CSRの推進 (企業による学びの応援プログラム) 【地域教育振興課】	再掲 30ページ	
放課後児童対策事業 (のびのびルーム) 【放課後子ども支援課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 98ページ参照	
放課後ルーム事業 【放課後子ども支援課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 98ページ参照	
放課後子ども総合 プラン事業 【放課後子ども支援課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 98ページ参照	

4-2 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備

女性の社会参加やワーク・ライフ・バランスの推進が図られる中、子育てと仕事や多様な社会参画を両立できる環境を整備します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども育成課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 111ページ参照	
教育・保育施設供給体制の確保 【幼保推進課】	第4章「教育・保育」81ページ参照	
延長保育事業 【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 96ページ参照	
夜間保育 【幼保推進課】	再掲 13ページ	
民間認定こども園等一時預かり事業 (民間認定こども園等)／堺市一時預かり事業(公立認定こども園)【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 107ページ参照	
休日保育事業 【幼保推進課】	再掲 13ページ	
幼稚園型一時預かり事業 【幼保推進課・幼保運営課】	第4章「地域子ども・子育て支援事業」 108ページ参照	
認定こども園や保育所などへの優先利用調整の推進 【幼保推進課】	再掲 48ページ	
子育てバリアフリーの推進及び啓発 【長寿支援課・建築指導課・公園緑地整備課・道路整備課】	バリアフリー法や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物、市有建築物、道路及び公園などのバリアフリー整備を図り、また、市内各鉄道駅及びその周辺地区等を対象とするバリアフリー基本構想を策定し、駅舎、周辺道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進します。	(長寿支援課) ・(仮称)堺市移動等円滑化促進方針に基づく堺市バリアフリー基本構想等の統括、検証 (道路整備課) 令和2年度に整備完了予定

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
	<p>＜現状＞ (長寿支援課) バリアフリー化庁内推進検討会、バリアフリー化検討委員会を実施 (道路整備課) H30 年度に 0.9km 整備済 (公園緑地整備課) バリアフリー便所建替工事 3 公園</p>	(公園緑地整備課) 公園便所のバリアフリー化工事等を必要に応じて実施
さかい JOB ステーション事業 【雇用推進課】	<p>出産や子育て等で離職し早期再就職をめざす女性や転職を希望する女性を対象に、専門のカウンセラーによるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーなどを実施し、実践的な就職活動の支援を行います。また、南区には「JOBステーション南サテライト」を設置しています。</p> <p>＜現状＞ 女性の再就職支援事業 就職決定者数：472 人 ※33 ページの「さかい JOB ステーション事業」も参照</p>	就職決定者数：400 人
公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用 【住宅まちづくり課】	<p>公共賃貸住宅の建替えの際には、子育て世帯をはじめとする多様な世帯向けの住宅供給を図るとともに、地域の需要を考慮しながら、子育て支援施設の整備の推進に努めます。</p> <p>＜現状＞ 0</p>	継続して実施
市営住宅の入居者の募集における子育て世帯の募集枠の確保【住宅管理課】	再掲 57 ページ	
市営住宅の入居者の募集における福祉世帯の募集枠の確保【住宅管理課】	再掲 57 ページ	
都市公園の整備 【公園緑地整備課】	<p>子どもから高齢者まで 地域の住民に親しまれる魅力のある公園づくりを推進します。 ・原池公園、三国ヶ丘公園、初芝さくら公園等の都市公園の整備推進</p> <p>＜現状＞ ・原池公園：公園整備なし ・三国ヶ丘公園、初芝さくら公園：事業完了</p>	継続して実施 (原池公園、久世公園、天神公園等)

4-3 安全・安心な子育て環境の整備

子どもを犯罪や交通事故等から守り、安全で健全に地域の中で成長していくことができるよう、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境を整備します。

事業名	事業概要・現状(平成30年度実績)	令和6年度 目標事業量等
「こども110番」運動の推進 【子ども育成課】	<p>子どもが不審者に追いかけられたりした場合に、すぐに助けを求めることができる避難場所を確保する事業です。自治会等を通して、子どもがよく通る道や通学路沿いにある住宅・商店等に小旗を配付し、子どもたちの避難場所とします。また、市公用車に110番ステッカーを貼付し走行します。</p> <p>＜現状＞ こども110番の家協力件数：9,138件 こども110番のくるま台数：676台</p>	こども110番の家 協力件数：9,500件 こども110番の くるま台数：676台
青少年の性被害防止 【子ども育成課】	<p>いわゆる『JK(女子高生)ビジネス』などが社会問題となっている状況を踏まえ、青少年の性被害防止のための啓発活動を強化します。実施内容としては、地域ボランティアとの協力や学校との連携のもと、講演会等の実施や地域イベント等で啓発活動を行い、性被害の当事者である市内の中高生及び、教員や地域の支援者に対して、青少年を取り巻く性被害の危険性や対応策の周知を図ります。</p> <p>＜現状＞ 啓発物品配布数 2,000枚 青少年の性被害の危険性に関する意識向上</p>	啓発物品配布数 2,000枚 青少年の性被害の危険性に関する意識向上
DV避難児童等心理ケア事業 【子ども家庭課】	再掲 42ページ	
地域安全推進事業 【市民協働課・各区自治推進課】	<p>地域の自主防犯活動に対する支援策として、自主防犯パトロール登録団体に対して、パトロール用品の支給や青色防犯パトロール車両の譲渡、青色防犯パトロール活動費補助を実施します。また、地域が行う街頭防犯カメラの設置に対する補助制度を実施します。</p> <p>＜現状＞ 自主防犯パトロール登録団体数：186団体(累計) 青色防犯パトロール車両譲渡数：47台(累計) 防犯カメラ設置補助台数：733台(累計)</p>	自主防犯パトロール団体に対して、防犯資機材の支給や青色防犯パトロール活動補助を引き続き実施します。 防犯カメラ設置補助台数：1,200台

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
地域安全推進事業 【市民協働課・各区自治 推進課】	<p>子どもの安全を確保し、市内で発生する犯罪等を防止するため、市内小学校の敷地を活用し、学校外周地域に向け公設の防犯カメラを設置します(子ども安全防犯カメラ設置事業)。</p> <p>＜現状＞ 市内全小学校 93 校に設置した合計 102 台の防犯カメラ稼働</p>	H28 年度に市内全小学校 93 校に合計 102 台設置したものを、引き続き運用します。
地域安全推進事業 【市民協働課・各区自治 推進課】	<p>生徒や地域住民の安全を確保し、市内で発生する犯罪等を防止するため、市内全中学校等の敷地等を活用し、学校外周地域に向け公設の防犯カメラを設置します(堺市公共防犯カメラ設置事業(中学校カメラ))。</p> <p>＜現状＞ 市内全中学校 43 校に合計 49 台の防犯カメラを設置・運用開始</p>	H30 年度に市内全中学校 43 校に合計 49 台設置したものを、引き続き運用します。
データ DV 等予防出 張セミナーの実施 【男女共同参画推進課】	再掲 18 ページ	
データ DV 予防啓 発講座の開催 【男女共同参画推進課】	<p>堺市立の幼稚園・小学校・中学校・高校・支援学校の PTA 会員を対象に、子どもたちを DV の被害者にも加害者にもさせないために、データ DV についての知識と理解を深めるための講座を開催します。</p> <p>＜現状＞ 参加者数：306 人</p>	継続して実施
幼児・児童に対する 交通安全教育の推進 【自転車企画推進課】	<p>保育所(園)、幼稚園、こども園、小学校、特別支援学校等で模擬道路を設置しての実技指導、警察官のお話、ビデオ上映などによる交通安全を実施します。</p> <p>＜現状＞ 保育所(園)、幼稚園、こども園、小学校、特別支援学校等、保育・教育施設での実施 219 回</p>	<p>実施回数 全小学校での実施 94 回</p> <p>保育所(園)、幼稚園、こども園、特別支援学校等、保育・教育施設での実施 166 回 計 260 回</p>
子どもを守る地域 ぐるみの取り組み の推進	学校と家庭・地域・関係機関の連携により、地域ぐるみで子どもの安全を守ります。小学校校区ごとに組織された「子どもの安全見まも	学校安全管理員の継続配置

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
【教委総務課・学校総務課・生徒指導課・施設課】	<p>り隊」による登下校時の子どもの見守り活動を実施し、子どもの安全を確保します。また、全ての小学校と支援学校(本校)の児童の登校日に、子どもたちの安全と施設管理のため、「学校安全管理員」を配置しています。</p> <p>＜現状＞ 学校安全管理員の継続配置</p>	
学校安全指導員派遣事業 【生徒指導課】	<p>警察OBである学校安全指導員が、サスマタや警杖の使用法などを含む教職員対象講習、幼児児童生徒を含む不審者対応避難訓練等の不審者侵入時の対応訓練、学校への巡回指導等を実施します。</p> <p>＜現状＞ 教職員対象講習会の実施：幼稚園 9 園、小学校 88 校、中学校 11 校、支援学校 3 校、高等学校 1 校 避難訓練の実施：幼稚園 10 園、小学校 85 校、中学校 11 校、支援学校 2 校</p>	学校安全指導員による不審者対応訓練または巡回指導を継続して実施
SAFE プログラム 【生徒指導課】	<p>現代社会で子どもたちが直面する可能性のある 13 の危機的状況を具体的に示したイラストボードを使って、子どもと教員が対話型で学習を進める教育プログラムを実施します。</p> <p>＜現状＞ 小学校低学年担当教員を対象とした研修会の実施：5 回、89 人</p>	継続して実施し、状況を確認しながら内容や拡充等について検討していきます。
いじめ・暴力防止 CAP プログラム事業 【生徒指導課】	<p>危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生き抜いていくための力を養う体験型プログラムを実施します。</p> <p>＜現状＞ 実施学級数：小学校 233 学級、中学校 18 学級</p>	継続して実施し、状況を確認しながら内容や拡充等について検討していきます。
スクールサポートチーム派遣事業 【生徒指導課】	再掲 44 ページ	
堺市安全安心メール 【教育センター】	<p>学校などから連絡のあった不審者情報等の子どもの安全に関する情報を「堺市安全安心メールシステム」を使用して登録者に配信します。</p> <p>＜現状＞登録者数：33,440 件 (情報配信数：24 件)</p>	登録者数：65,000 件

事業名	事業概要・現状(平成 30 年度実績)	令和 6 年度 目標事業量等
学校教育 ICT 化推進事業 【教育センター】	再掲 29 ページ	

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

1. 提供区域の設定

本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、利用実態に応じて、次のとおり提供区域を設定します。

	事業名	提供区域
教育・保育	1号認定 2号認定 3号認定	1区域 (全市) 7区域 (区ごと)
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業 2 延長保育事業 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間認定こども園・保育所運営補助事業(障害児保育対策費)) 5 放課後児童健全育成事業 6 子育て短期支援事業 7 乳児家庭全戸訪問事業 8 養育支援訪問事業 9 地域子育て支援拠点事業 10 一時預かり事業 11 病児保育事業 12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 13 妊産婦健康診査	1区域 (全市)
	①育児支援ヘルパー派遣事業 ②子育てアドバイザー派遣事業	
	①みんなの子育てひろば事業 ②地域子育て支援センター事業 ③堺市つどい・交流のひろば事業	
	民間認定こども園等一時預かり事業(民間認定こども園等)／堺市一時預かり事業(公立認定こども園) 幼稚園型一時預かり事業 市立幼稚園における預かり保育モデル事業	

2. 教育・保育

(1)教育・保育の利用に係る認定区分について

子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、1～3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども
1号	満3歳以上で2号認定以外の場合
2号	満3歳以上で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合
3号	満3歳未満で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合

(2)教育・保育に関する施設・事業

【教育・保育施設】

認定こども園【主に0歳～5歳】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

幼稚園【主に3歳～5歳】

幼児の心身の発達のために、満3歳児～5歳児の子どもを対象に、幼児教育を提供する施設。

なお、教育時間の前後に保育を行う預かり保育事業や、保育を必要とする2歳児の預かり保育事業を実施している施設もあります。

保育所【0歳～5歳】

0歳児～5歳児までの子どもを対象に、就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、子どもの心身の発達を目的にする施設。

【地域型保育事業(主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児)】

小規模保育事業

6～19人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。

なお、本市においては、国家戦略特区を活用し、5歳児までの子どもの受け入れを可能とする特区小規模保育事業を実施している施設もあります。

家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、5人以下の乳幼児を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

居宅訪問型保育事業

乳幼児の住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を提供する事業。※障害や慢性疾患等により個別のケアが必要となる場合等への対応が、主な対象となります。

事業所内保育事業

事業所の施設内スペース等において、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。従業員の子どもに加え、「地域における保育を必要とする子ども」を受け入れる施設が対象となります。

(3)教育・保育 供給体制の確保方策に関する基本的な考え方

教育・保育の供給体制の確保に当たっては、教育・保育施設等の定員枠の拡大を下記の順により計画的に行うとともに、利用者が適切な保育サービスを受けることができるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

教育・保育施設等の定員枠の拡大について

- 1 既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増
- 2 既存施設の利用定員枠の増(定員変更・増改築等)
- 3 教育・保育施設の新設
 - ・ 幼保連携型認定こども園等の募集
 - ・ 一定数の枠が必要な提供区域に限る
- 4 地域型保育事業の新設
 - ・ 1~3の手法による受入枠の増を図ったにもかかわらず、計画上必要な定員枠を確保できない場合
 - ・ 必要な定員枠が少数の提供区域

(4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性を勘案しつつ、認定こども園や保育所・幼稚園など、施設の協力も得ながら、施設による法定代理受領や保護者への償還払いにより実施しています。

引き続き、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上にも努めながら、円滑な給付の実施を確保していきます。

(5)教育・保育 各認定区分の量の見込みと供給体制の確保方策

【1号認定子ども】

1号認定子どもの量の見込みは、満3歳以上の保育を必要としない子どものうち、認定こども園や幼稚園での教育を希望し、利用申込を行う子どもの見込み数の合計。

特定教育・保育施設の1号認定部分や、確認を受けない幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行せず、私学助成を受けて運営を行う幼稚園)で受け入れるものとします。

平成31年(令和元年)度 利用児童数(市内の子ども)	
1号認定相当の子ども	9,474人

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (市外の子ども)		8,759 (1,146)	7,857 (1,084)	7,013 (1,081)	6,282 (1,081)	5,689 (1,081)
確保方策	特定教育・保育施設	市内の子ども	5,638	6,981	7,221	7,221
		(市外の子ども)	(373)	(483)	(488)	(499)
		市内の子ども (市外施設利用)	332	332	332	332
	確認を受けない幼稚園	市内の子ども	6,382	4,603	4,261	4,261
		(市外の子ども)	(773)	(601)	(593)	(582)
		市内の子ども (市外施設利用)	432	432	432	432
計		13,930	13,432	13,327	13,327	13,086

※(量の見込みの考え方)利用実績の傾向により算定。

【2号・3号認定子ども】

2号・3号認定子どもの量の見込みは、当該年度4月1日時点の保育を必要とし、認定こども園や保育所等の利用申込を行う子どもの人数の合計。

確保方策は当該年度4月1日時点の教育・保育施設等(特定教育・保育施設※1、特定地域型保育事業※2、幼稚園における預かり保育、認証保育所、企業主導型保育事業)で受け入れができる子どもの人数の合計。

必要整備量は、量の見込みに対して確保方策が不足する場合、当該年度4月1日に向けて整備が必要な受け入れ枠の量です。

- ※1 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」。
- ※2 特定地域型保育事業：市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。

① 堺区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)	
3 号認定相当の子ども(0 歳)	264 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)	1,134 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)	1,470 人

(単位 : 人)

			令和 2 年度			令和 3 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		304 (0)	1,117 (3)	1,562 (4)	331 (0)	1,154 (3)	1,653 (4)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	230	828	1,464	236	850	1,497
		市内の子ども (市外施設利用)	1	5	5	1	5	5
		(市外の子ども)	(0)	(3)	(4)	(0)	(3)	(4)
	特定地域型保育事業		67	239	38	67	239	38
	幼稚園+預かり利用			0	11		0	11
	認証保育所		6	24	7	0	0	0
	企業主導型保育事業		4	10	3	4	10	3
	計(b)		308	1,109	1,532	308	1,107	1,558
	必要整備量(a-b)		0	11	34	23	50	99

			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		357 (0)	1,194 (3)	1,745 (4)	380 (0)	1,206 (3)	1,792 (4)	402 (0)	1,214 (3)	1,867 (4)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	259	900	1,596	285	940	1,688	308	952	1,735
		市内の子ども (市外施設利用)	1	5	5	1	5	5	1	5	5
		(市外の子ども)	(0)	(3)	(4)	(0)	(3)	(4)	(0)	(3)	(4)
	特定地域型保育事業		67	239	38	67	239	38	67	239	38
	幼稚園+預かり利用			0	11		0	11		0	11
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業		4	10	3	4	10	3	4	10	3
	計(b)		331	1,157	1,657	357	1,197	1,749	380	1,209	1,796
	必要整備量(a-b)		26	40	92	23	12	47	22	8	75

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

② 中区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)		
3 号認定相当の子ども(0 歳)		253 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)		1,093 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)		1,649 人

(単位 : 人)

			令和 2 年度			令和 3 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		292 (1)	1,077 (2)	1,729 (4)	317 (1)	1,112 (2)	1,810 (4)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	228	957	1,738	228	957	1,848
		市内の子ども (市外施設利用)	1	3	2	1	3	2
		(市外の子ども)	(1)	(2)	(4)	(1)	(2)	(4)
	特定地域型保育事業		26	130	19	26	130	19
	幼稚園+預かり利用			0	67		0	66
	認証保育所		0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業		21	42	30	21	42	30
	計(b)		277	1,134	1,860	277	1,134	1,969
必要整備量(a-b)			16	0	0	41	0	0

			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		342 (1)	1,151 (2)	1,890 (4)	364 (1)	1,162 (2)	1,940 (4)	385 (1)	1,171 (2)	2,021 (4)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	269	957	1,848	294	976	1,848	316	987	1,848
		市内の子ども (市外施設利用)	1	3	2	1	3	2	1	3	2
		(市外の子ども)	(1)	(2)	(4)	(1)	(2)	(4)	(1)	(2)	(4)
	特定地域型保育事業		26	130	19	26	130	19	26	130	19
	幼稚園+預かり利用			0	66		0	66		0	66
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業		21	42	30	21	42	30	21	42	30
	計(b)		318	1,134	1,969	343	1,153	1,969	365	1,164	1,969
必要整備量(a-b)			25	19	0	22	11	0	21	9	56

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

③ 東区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)		
3 号認定相当の子ども(0 歳)		136 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)		689 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)		1,015 人

(単位 : 人)

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 2 年度			令和 3 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	157	679	1,069	171	701	1,123
	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	
特定地域型保育事業		15	71	0	15	71	0
幼稚園+預かり利用			0	9		0	9
認証保育所		0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		9	19	0	9	19	0
計(b)		180	715	1,094	180	715	1,094
必要整備量(a-b)		0	0	0	0	0	31

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	184	725	1,176	196	732	1,208	207	738	1,259
	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)
特定地域型保育事業		15	71	0	15	71	0	15	71	0
幼稚園+預かり利用			0	9		0	9		0	9
認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		9	19	0	9	19	0	9	19	0
計(b)		180	715	1,125	184	725	1,178	196	732	1,288
必要整備量(a-b)		4	10	53	12	7	32	11	6	0

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

④ 西区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)	
3 号認定相当の子ども(0 歳)	230 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)	1,138 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)	1,533 人

(単位 : 人)

確保方策		市内の子ども	令和 2 年度			令和 3 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
量の見込み(a) (市外の子ども)		265 (1)	1,121 (9)	1,614 (7)	289 (1)	1,158 (9)	1,695 (7)	
特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	252	900	1,594	252	942	1,657	
	市内の子ども (市外施設利用)	5	6	41	5	6	41	
	(市外の子ども)	(1)	(9)	(7)	(1)	(9)	(7)	
特定地域型保育事業		39	125	38	39	125	38	
幼稚園+預かり利用			30	6		0	6	
認証保育所		0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育事業		8	24	4	8	24	4	
計(b)		305	1,094	1,690	305	1,106	1,753	
必要整備量(a-b)		0	36	0	0	61	0	

確保方策		市内の子ども	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
量の見込み(a) (市外の子ども)		311 (1)	1,198 (9)	1,776 (7)	331 (1)	1,210 (9)	1,824 (7)	350 (1)	1,219 (9)	1,899 (7)	
特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	252	1,003	1,657	259	1,043	1,687	279	1,072	1,765	
	市内の子ども (市外施設利用)	5	6	41	5	6	41	5	6	41	
	(市外の子ども)	(1)	(9)	(7)	(1)	(9)	(7)	(1)	(9)	(7)	
特定地域型保育事業		39	125	38	39	125	38	39	125	38	
幼稚園+預かり利用			0	6		0	6		0	6	
認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育事業		8	24	4	8	24	4	8	24	4	
計(b)		305	1,167	1,753	312	1,207	1,783	332	1,236	1,861	
必要整備量(a-b)		7	40	30	20	12	48	19	0	45	

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑤ 南区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)	
3 号認定相当の子ども(0 歳)	197 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)	1,120 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)	1,882 人

(単位 : 人)

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 2 年度			令和 3 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	227 (1)	1,103 (19)	1,971 (46)	247 (1)	1,140 (19)	2,060 (46)	
市内の子ども	219	982	1,924	228	1,043	2,028	
市内の子ども (市外施設利用)	0	3	13	0	3	13	
(市外の子ども)	(1)	(19)	(46)	(1)	(19)	(46)	
特定地域型保育事業	6	32	0	6	32	0	
幼稚園+預かり利用		36	38		12	36	
認証保育所	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育事業	3	8	3	3	8	3	
計(b)	229	1,080	2,024	238	1,117	2,126	
必要整備量(a-b)	0	42	0	10	42	0	

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	266 (1)	1,179 (19)	2,149 (46)	284 (1)	1,191 (19)	2,204 (46)	300 (1)	1,199 (19)	2,296 (46)	
市内の子ども	238	1,085	2,028	257	1,124	2,097	275	1,136	2,152	
市内の子ども (市外施設利用)	0	3	13	0	3	13	0	3	13	
(市外の子ども)	(1)	(19)	(46)	(1)	(19)	(46)	(1)	(19)	(46)	
特定地域型保育事業	6	32	0	6	32	0	6	32	0	
幼稚園+預かり利用		12	36		12	36		12	36	
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育事業	3	8	3	3	8	3	3	8	3	
計(b)	248	1,159	2,126	267	1,198	2,195	285	1,210	2,250	
必要整備量(a-b)	19	39	69	18	12	55	16	8	92	

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑥ 北区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)

3 号認定相当の子ども(0 歳)	427 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)	1,740 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)	2,319 人

(単位 : 人)

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 2 年度			令和 3 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	量の見込み(a) (市外の子ども)	492 (0)	1,714 (0)	2,450 (0)	536 (0)	1,770 (0)	2,580 (0)
特定地域型保育事業		82	327	57	82	327	57
幼稚園+預かり利用			12	27		12	24
認証保育所		0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		4	15	1	4	15	1
計(b)		460	1,689	2,304	460	1,689	2,331
必要整備量(a-b)		32	25	146	76	81	249

確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
		0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
特定教育 ・ 保育施設	量の見込み(a) (市外の子ども)	577 (0)	1,832 (0)	2,711 (0)	615 (0)	1,850 (0)	2,785 (0)	650 (0)	1,863 (0)	2,901 (0)
特定地域型保育事業		82	327	57	82	327	57	82	327	57
幼稚園+預かり利用			0	23		0	23		0	23
認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		4	15	1	4	15	1	4	15	1
計(b)		536	1,758	2,579	577	1,832	2,711	615	1,850	2,780
必要整備量(a-b)		41	74	132	38	18	74	35	13	121

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑦ 美原区

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)		
3 号認定相当の子ども(0 歳)		62 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)		256 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)		395 人

(単位 : 人)

			令和 2 年度			令和 3 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		71 (0)	252 (2)	424 (1)	78 (0)	260 (2)	454 (1)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	53	194	377	53	194	377
		市内の子ども (市外施設利用)	0	0	1	0	0	1
		(市外の子ども)	(0)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)
	特定地域型保育事業		8	24	0	8	24	0
	幼稚園+預かり利用			0	0		0	0
	認証保育所		0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業		2	4	0	2	4	0
	計(b)		63	224	379	63	224	379
必要整備量(a-b)			8	30	46	15	38	76

			令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度			
			3 号		2 号	3 号		2 号		
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳		
確保方策	量の見込み(a) (市外の子ども)		84 (0)	270 (2)	483 (1)	89 (0)	272 (2)	496 (1)		
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	68	232	453	74	242	482		
		市内の子ども (市外施設利用)	0	0	1	0	0	1		
		(市外の子ども)	(0)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)		
	特定地域型保育事業		8	24	0	8	24	0		
	幼稚園+預かり利用			0	0		0	0		
	認証保育所		0	0	0	0	0	0		
	企業主導型保育事業		2	4	0	2	4	0		
	計(b)		78	262	455	84	272	484		
必要整備量(a-b)			6	10	29	5	2	13		
								5 2 20		

※(量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑧ 全市 (※各区における数値の積上げ)

平成 31 年度 保育所等利用申込者数(市内の子ども)		
3 号認定相当の子ども(0 歳)		1,566 人
3 号認定相当の子ども(1・2 歳)		7,135 人
2 号認定相当の子ども(3~5 歳)		10,199 人

(単位 : 人)

			令和 2 年度			令和 3 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み (市外の子ども)		1,808	7,063	10,819	1,969	7,295	11,375
			(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	1,512	5,817	10,395	1,527	5,942	10,735
		市内の子ども (市外施設利用)	7	21	66	7	21	66
		(市外の子ども)	(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)
	特定地域型保育事業		243	948	152	243	948	152
	幼稚園+預かり利用			78	158		24	152
	認証保育所		6	24	7	0	0	0
	企業主導型保育事業		51	122	41	51	122	41
	計		1,822	7,045	10,883	1,831	7,092	11,210
必要整備量			56	144	226	165	272	455

			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
			3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号
			0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳	0 歳	1・2 歳	3~5 歳
確保方策	量の見込み (市外の子ども)		2,121	7,549	11,930	2,259	7,623	12,249	2,388	7,678	12,759
			(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)
	特定教育 ・ 保育施設	市内の子ども	1,692	6,214	11,190	1,820	6,446	11,595	1,958	6,537	11,967
		市内の子ども (市外施設利用)	7	21	66	7	21	66	7	21	66
		(市外の子ども)	(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)	(3)	(35)	(64)
	特定地域型保育事業		243	948	152	243	948	152	243	948	152
	幼稚園+預かり利用			12	151		12	151		12	151
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業		51	122	41	51	122	41	51	122	41
	計		1,996	7,352	11,664	2,124	7,584	12,069	2,262	7,675	12,441
必要整備量			128	232	405	138	74	269	129	46	409

※(量の見込みの考え方)利用実績の傾向により算定。

【既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の特例について】

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、供給が需要を上回る場合においても、需給調整の特例により、認可・認定を行うことが可能となっています。

1号認定子ども

(単位：人)

	1号
認定こども園特例枠	2,702

2号・3号認定子ども

(単位：人)

認定こども園特例枠	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳
認定こども園特例枠	堺区	0	0
	中区	0	0
	東区	0	0
	西区	0	20
	南区	0	0
	北区	0	0
	美原区	0	0
	合計	0	20
			288

3. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第 1～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされており、本市では 80 ページの表に掲載する事業を実施しています。

(1)利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーターが必要です。子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、子育て広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを見つけて円滑に利用できるよう、区役所子育て支援課の子育て支援コーディネーターが支援を行います(基本型)。

待機児童の解消を図るうえから、必要に応じ専任職員を配置し、認定こども園や保育所などの利用に向けた支援を行います(特定型)。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センターの保健師が母子保健コーディネーターとして専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います(母子保健型)。

【実績】<基本型・特定型・母子保健型>

(単位:箇所数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	7	15	15	19	18

※(確保方策の実績の考え方)子育て支援コーディネーター、認定こども園の利用調整などに関する専任職員及び保健師の配置箇所数

【量の見込みと確保方策】

<基本型・特定型>

(単位:箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

※(量の見込みの考え方)地域の教育・保育施設や子育て支援事業等の情報を集約し、提供等を行う子育て支援コーディネーター及び認定こども園の利用調整などに関する専任職員を身近な区役所子育て支援課に配置していることによる。令和3年度以降は、待機児童の状況や保育ニーズを勘案した上で、対応を検討。

<母子保健型>

(単位:箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

※(量の見込みの考え方)妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩み等に対し相談支援等を行う母子保健コーディネーター(保健師)を、身近な保健センターに配置していることによる。

(2)延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間を延長して保育を実施します。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定(11 時間)と短時間認定(8 時間)の 2 区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。どの区分においても、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	6,448	7,162	6,839	7,582	7,880

※(確保方策の実績の考え方)利用児童数

【量の見込みと確保方策】

(単位:人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	7,720	7,570	7,430	7,280	7,190
確保方策	7,720	7,570	7,430	7,280	7,190

※(量の見込みの考え方)令和元年度目標事業量を基礎として、令和 2 年以降の調査結果に基づく国算出方法による量の見込みの減少率を乗じて独自算出。

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を給付します。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	476	403	439	467	500

※(確保方策の実績の考え方)給付児童数

【量の見込みと確保方策】

(単位:人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
確保方策	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760

※(量の見込みの考え方)給付児童数実績を踏まえ、幼児教育保育の無償化に伴う当該事業給付対象者変更に係る増加分を加え算出。

(4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(民間認定こども園・保育所運営補助事業(障害児保育対策費))

障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。量の見込み及び確保方策は、社会福祉法人立の認定こども園における 1 号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数を設定しています。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	108	260	276	324	309

※(確保方策の実績の考え方)1 号支給認定こども特別支援加配補助費の年間延べ児童数

【量の見込みと確保方策】

(単位:人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	312	312	312	312	312
確保方策	312	312	312	312	312

※(量の見込みの考え方)本事業の対象となる、学校法人立以外の 1 号認定子どもの特別支援加配対象児数は、子ども・子育て支援新制度スタートからの 4 年間は増加傾向となっているが、社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園への移行が一定落ち着いたこともあり、令和 2 年度以降については、概ね横ばいで推移するものと見込んで算出。

(5)放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室等を活用して、様々な活動を行う放課後児童対策等事業(のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム)を実施しています。

「のびのびルーム」は、児童の安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行うことで、自主性・社会性・協調性を養うことを目的としています。

「堺っ子くらぶ」は、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供するもので、留守家庭等児童を対象に、児童の健全育成と子育て支援を目的とする「のびのびルーム」と、希望するすべての児童を対象に、学習の習慣づけを図る「すくすく教室」の2つを連携して実施しています。

「放課後ルーム」は、高学年児童を対象に、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することで、児童の学習の習慣付け及び意欲や関心を広げることを目的としています。

今後、就労支援事業である放課後児童健全育成事業を基本とした制度の統一化を図ります。また、全児童対策事業である放課後子ども教室については、今後の国の動向を踏まえ、実施のあり方について検討します。

【実績】

(単位:人数)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
確保方策 の実績	小1~3	7,552	7,874	8,347	8,522	8,811
	放課後児童健全 育成事業	6,369	6,629	7,009	7,096	7,250
	放課後子ども教 室(全児童対策)	1,183	1,245	1,338	1,426	1,561
	小4~6	2,241	2,439	2,674	2,870	3,003
	放課後児童健全 育成事業	1,243	1,403	1,616	1,805	1,920
	放課後子ども教 室(全児童対策)	998	1,036	1,058	1,065	1,083

※(確保方策の実績の考え方)事業利用延べ日数の実績より算出

【量の見込みと確保方策】

(単位:人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	3,698	4,063	4,288	4,613	4,685
	2年生	3,140	3,319	3,612	3,763	4,008
	3年生	2,544	2,702	2,876	3,144	3,302
	4年生	1,731	1,848	1,987	2,137	2,367
	5年生	993	1,062	1,139	1,226	1,325
	6年生	519	562	596	633	678
確保方策		12,625	13,556	14,498	15,516	16,365

※(量の見込みの考え方)全校児童数に対する本事業利用児童数の利用割合の増減率を勘案して算出。

(6)子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を行います。

宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけての預かりの夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。

「子育て短期支援事業」は児童福祉法第 21 条の 9 により、市町村に努力義務が規定されている事業であり、現在本市では市内の児童養護施設 4 か所、母子生活支援施設 1 か所及び市外の乳児院 1 か所で実施していますが、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を図るために、利用者の意向を踏まえた上で、里親などへの事業実施施設数の拡充を図ります。

【実績】

(単位:延べ利用日数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策 の実績	短期入所生活援助事業	517	459	245	453	520
	夜間養護等事業	184	260	262	576	260

※(確保方策の実績の考え方)事業利用延べ日数の実績より算出

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用日数)		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	短期入所生活援助事業	246	242	237	232	229
	夜間養護等事業	260	255	250	245	242
確保方策	短期入所生活援助事業	246	242	237	232	229
	夜間養護等事業	260	255	250	245	242

※(量の見込みの考え方)調査結果に基づく国算出方法を使用。

(7)乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけます。

低出生体重児・多胎児などの家庭や新生児訪問指導を希望された家庭へは保健師又は助産師が訪問し、その他の家庭へはこにちは赤ちゃん訪問従事者(民間保育施設保育士等)などが訪問します。

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	6,430	6,465	6,069	6,022	6,300
	実施体制: 465 人	実施体制: 486 人	実施体制: 517 人	実施体制: 541 人	実施体制: 541 人
実施機関:保健センター、子育て支援課 委託団体等:民間保育所					

※(確保方策の実績の考え方)訪問人数(実施体制 : 従事者数)

【量の見込みと確保方策】

(単位:訪問人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
確保方策	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
実施機関:保健センター、子育て支援課 委託団体等:民間保育施設、助産師					

※(量の見込みの考え方)今後の出生数の動向による算定。令和 2 年度～6 年度推計人口(0 歳)より

(8)養育支援訪問事業

①育児支援ヘルパー派遣事業

【事業内容】

妊娠中の方又は赤ちゃんを養育する方が体調不良や育児不安等により、家事や育児が困難であるにも関わらず、他に家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいないような、支援を必要としている家庭からの申請に基づき派遣決定を行い、市と委託契約している事業者からヘルパーを派遣することで、家事、育児等の子育て支援を行います。

子育て家庭からの派遣申請に対し、確実にヘルパーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、ヘルパーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

【実績】

(単位：派遣件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	114 実施体制： 248 人 (要支援家庭： 31)	121 実施体制： 270 人 (要支援家庭： 26)	153 実施体制： 276 人 (要支援家庭： 38)	163 実施体制： 318 人 (要支援家庭： 33)	132 実施体制： 336 人
実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業所					

※(確保方策の実績の考え方)派遣件数(実施体制：従事者数)

【量の見込みと確保方策】

(単位：派遣件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	31	31	30	29	29
確保方策	31	31	30	29	29
実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業所					

※(量の見込みの考え方)平成 27 年度～平成 30 年度出生数(0 歳)に対する各年度育児支援ヘルパー派遣(要支援家庭)実績数(実家庭数)の割合を令和 2 年度～令和 6 年度推計人口(0 歳)に乗じて算出。

※第 1 期計画は「一般家庭+要支援家庭」を対象としたが、本来の計画対象である養育支援訪問事業に該当する「要支援家庭」のみを第 2 期計画の対象とするもの。

②子育てアドバイザー派遣事業

【事業内容】

子育てに関する不安や養育上の問題を抱える家庭等に対して、市が実施する研修を修了した子育てアドバイザー(市民ボランティア)を派遣し、育児相談、支援等を行います。

子育ての不安や悩みを抱える家庭に対し、確実に子育てアドバイザーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、子育てアドバイザーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

【実績】

(単位:件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の 実績	59	42	39	38	50
	実施体制: 494 人	実施体制: 528 人	実施体制: 545 人	実施体制: 575 人	実施体制: 573 人
実施機関:子育て支援課 委託団体等:子育てアドバイザー					

※(確保方策の実績の考え方)派遣件数(実施体制:従事者数)

【量の見込みと確保方策】

(単位:件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	42	41	41	40	39
確保方策	42	41	41	40	39
実施機関:子育て支援課 委託団体等:子育てアドバイザー					

※(量の見込みの考え方)平成 27 年度～平成 30 年度就学前(0～5 歳)人口に対する各年度子育てアドバイザーファミリ派遣実績数(実家庭数)の割合の平均を令和 2 年度～令和 6 年度推計人口(0～5 歳)に乗じて算出。

(9)地域子育て支援拠点事業

①みんなの子育てひろば事業

【事業内容】

就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営にかかる経費の一部補助を行います。

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置していくために、概ね中学校区に1か所程度の開設をめざします。

【実績】

(単位:人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
確保方策の実績	64,719 (29か所)	71,363 (31か所)	70,183人 (33か所)	69,378人 (34か所)	72,000 (36か所)

※(確保方策の実績の考え方)延べ利用児童数(設置箇所数)

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	101,485	100,787	100,295	97,181	93,861
確保方策	95,0863 (38か所)	97,795 (38か所)	97,795 (38か所)	97,181 (38か所)	93,861 (38か所)

※(量の見込みの考え方)地域子育て支援拠点事業全体の量の見込み(国算出方法によるもの)から、一定の利用者数を維持すると想定している「地域子育て支援センター事業」及び「堺市つどい・交流のひろば事業」の量の見込みを差し引いて算出。

②地域子育て支援センター事業

【事業内容】

地域の子育て支援の拠点として、各区役所子育て支援課において、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

また、就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場として、中区・東区・西区・南区・北区役所及び美原区役所別館内に子育てひろばを開設しています。

なお、堺区では近接する堺市つどい・交流のひろばとの連携を行っています。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	22,675 (7 か所)	36,862 (7 か所)	35,429 (7 か所)	36,369 (7 か所)	37,000 (7 か所)

※(確保方策の実績の考え方)延べ利用児童数(設置箇所数)

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	36,220	36,220	36,220	36,220	36,220
確保方策	36,220 (6 か所)				

※(量の見込みの考え方)子育てひろばを逐年開設している平成 28 年度～平成 30 年度における延べ利用児童数の実績を基に算出。就学前人口は減少傾向にあるが、つどい・交流のひろばの利用は過去 4 年において一定水準を維持しており、今後も同水準を維持するものと想定。

③堺市つどい・交流のひろば事業

【事業内容】

子どもとその保護者等が気軽に集い、交流し、相談できる子育て支援の場を提供することで、子育てに関する不安感や負担感を軽減することを目的として、以下の事業を行います。

- (1)子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供
- (2)保護者等の子育てに関する相談
- (3)子育て関連情報の提供
- (4)絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施
- (5)発達障害児支援事業
- (6)子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施

※令和3年度に事業の見直しを予定しています。

【実績】

(単位:人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	25,173 (1か所)	24,610 (1か所)	23,867 (1か所)	23,273 (1か所)	25,000 (1か所)

※(確保方策の実績の考え方)延べ利用児童数(設置箇所数)

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24,230	24,230	24,230	24,230	24,230
確保方策	24,230 (1か所)	24,230 (1か所)	24,230 (1か所)	24,230 (1か所)	24,230 (1か所)

※(量の見込みの考え方)堺市つどい・交流のひろばを通年開設している平成27年度～平成30年度における延べ利用児童数の実績を基に算出。就学前人口は減少傾向にあるが、つどい・交流のひろばの利用は過去4年において一定水準を維持しており、今後も同水準を維持するものと想定。

(10)一時預かり事業

①民間認定こども園等一時預かり事業(民間認定こども園等)/堺市一時預かり事業 (公立認定こども園)

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、認定こども園や保育所で保育を実施します。

本事業は、保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を大きく担っていることから、保育需要に的確に対応するための体制を今後も確保していきます。

【実績】

(単位:人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	20,072	17,735	17,902	15,964	18,600

※(確保方策の実績の考え方)一般型一時預かり事業延べ利用児童数

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	17,300	16,100	14,900	13,800	12,900
確保方策	17,300	16,100	14,900	13,800	12,900

※(量の見込みの考え方)利用者数は減少傾向にあるものの、認定こども園や保育所などの未利用者数は増加(平成 30 年 4 月 : 767 人から平成 31 年 4 月 : 881 人)しており、さらに令和 10 月から、国の幼児教育・保育の無償化もスタートしたことから、令和元年度については認定こども園や保育所などの未利用者数の伸びを加味したうえで、令和 2 年度以降については、平成 30 年度までの利用児童数の状況の推移を考慮のうえ算出。

②幼稚園型一時預かり事業

【事業内容】

認定こども園及び私立幼稚園において教育時間の前後の時間帯及び休業日に在園児の保育を実施しています(幼稚園型Ⅰ)。

また私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿の定期的な預かりを実施しています(幼稚園型Ⅱ)。

【実績】

<幼稚園型Ⅰ・Ⅱ>

(単位:人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	44,352	97,421	120,801	107,165	115,738

※(確保方策の実績の考え方)幼稚園型一時預かり事業延べ利用児童数

【量の見込みと確保方策】

<幼稚園型Ⅰ>

(単位:延べ利用人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	124,000	119,700	115,700	113,200	112,700
確保方策	124,000	119,700	115,700	113,200	112,700

※(量の見込みの考え方)令和2年度は幼稚園からの移行予定を考慮し、令和3年度以降は令和2年度目標事業量を基礎として、調査結果に基づく国算出方法による量の見込みの減少率を乗じて算出

<幼稚園型Ⅱ>

(単位:延べ利用人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	78	24	12	12	12
確保方策	78	24	12	12	12

※(量の見込みの考え方)令和2年度は幼稚園からの移行予定を考慮して記載。

③市立幼稚園における預かり保育モデル事業

【事業内容】

一部の市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に、在園児の内、希望する者を対象に預かり保育をモデル実施しています。

【実績】

(単位:人數)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	5,873	6,248	4,888	4,699	6,000

※(確保方策の実績の考え方)延べ利用児童数

【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
確保方策	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000

※(量の見込みの考え方)実施園 3 園における在園児数、預かり保育利用実績等を考慮して見込み量を算出。

(11)病児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で養育することができない児童を一時的に保育します。

専用の施設で保育する「施設型」と、サポート会員が児童の自宅等へ出向き、保育する「訪問型」の2種類があります。

【実績】

(単位: 人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策の実績	1,232 (5 か所)	1,770 (5 か所)	2,160 (5 か所+ 訪問型)	2,696 (5 か所+ 訪問型)	2,900 (5 か所+ 訪問型)

※(確保方策の実績の考え方)延べ利用児童数(設置箇所数 + 手法)

【量の見込みと確保方策】【量の見込みと確保方策】

(単位: 人数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	3,743	3,668	3,600	3,526	3,481
確保方策	3,743	3,668	3,600	3,526	3,481 (5 か所+訪問型)

※(量の見込みの考え方)調査結果に基づく国算出方法を使用。

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業内容】

子育ての応援をしたい方(提供会員)と子育ての応援を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織を運営します。会員登録を希望する市民が、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する研修を修了すると会員登録され、相互援助活動を行います。同センター事務局は、依頼会員からの依頼内容に応じることができる提供会員を調整して双方に紹介し、双方合意の上、活動が開始されます。

円滑な相互援助活動をめざし、提供会員を増やすため、広報活動により力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

【実績】

(単位:活動件数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策 の実績	就学前	6,379	5,249	5,644	5,357	5,300
	就学後	8,703	7,651	6,280	6,176	7,600

※(確保方策の実績の考え方)延べ活動件数

【量の見込みと確保方策】

(単位:活動件数)		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み※	就学前	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416
	1~3 年生	4,151	4,072	3,984	3,947	3,810
	4~6 年生	3,491	3,407	3,315	3,210	3,149
確保方策	就学前	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416
	1~3 年生	4,151	4,072	3,984	3,947	3,810
	4~6 年生	3,491	3,407	3,315	3,210	3,149

※(量の見込みの考え方)就学前は独自算出。

■就学前児童

調査結果に基づく国算出方法による量の見込みは、近年の延べ活動件数と比して乖離があるため、平成 28 年度～平成 30 年度における延べ活動件数の実績を基に算出。また、これまで教育・保育施設の増設に伴う延べ活動件数(送迎)の増加の傾向がみられなかったため、今後も一定水準を維持するものと想定。

■1~3 年生及び 4~6 年生

調査結果に基づく国算出方法による見込み量とする。

(13)妊産婦健康診査

【事業内容】

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中に受ける健康診査 14 回分と産後に受ける健康診査 2 回分について公費負担を実施し、より安心で健やかな妊娠出産を支援します。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策 の実績	人数	7,335	7,284	7,255	7,161	7,061
	健診 回数	102,690	101,976	101,570	114,576	112,976
	実施場所：医療機関、助産所 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

※(確保方策の実績の考え方)妊婦・産婦健康診査実施延件数

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保 方策	量の 見込み	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
	人数	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
	健診 回数	100,528	98,768	96,864	94,864	92,688
実施場所：医療機関、助産所 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年						

※(量の見込みの考え方)今後の出生数の動向による算定。令和 2 年度～令和 6 年度推計人口(0 歳)

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

また、認定こども園、保育所、幼稚園の園児と小学生の交流の場を設けるなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第5章 計画の推進体制

1. 多様な実施主体の連携による事業推進

(1) 庁内における関係部局の連携による事業推進

本計画の推進に当たっては、多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進していきます。

(2) 市民・事業者・関係機関等との連携による事業推進

子ども・子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切です。子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を進めています。

2. 「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理

本計画は、本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」での審議を経て、広く市民の意見を踏まえて策定したものです。

本計画に基づく施策の実施状況については、「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、P D C Aサイクルマネジメントによる進捗管理を行っていきます。今後も点検・評価を行い、将来の需要の変動を視野に入れ、施策の改善につなげていきます。

また、教育・保育事業等の計画と実績が大きくかい離した場合や、推進事業の事業内容や目標事業量等が変更された場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

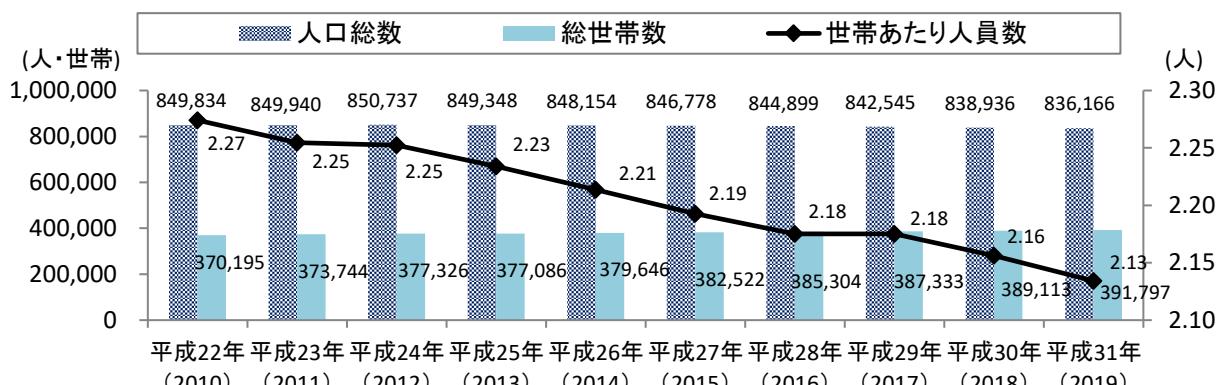
資料編 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

1. 妊娠・出産・低年齢児を取り巻く状況

(1) 減少局面にある総人口

堺市の人口は、平成25(2013)年より84万人台で推移し、概ね徐々に減少しています。世帯数は増加傾向にありますか、世帯あたり人員数は減少しています。

図表1 堺市的人口・世帯数の推移

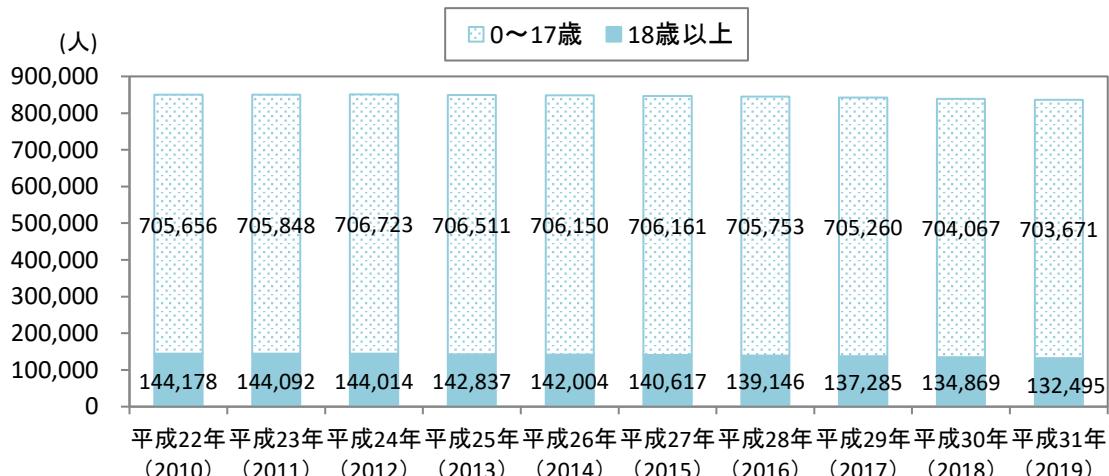


資料：堺市「住民基本台帳人口・世帯数」(各年4月1日現在)

(2) 年齢区分別人口推移からみた少子化の進行

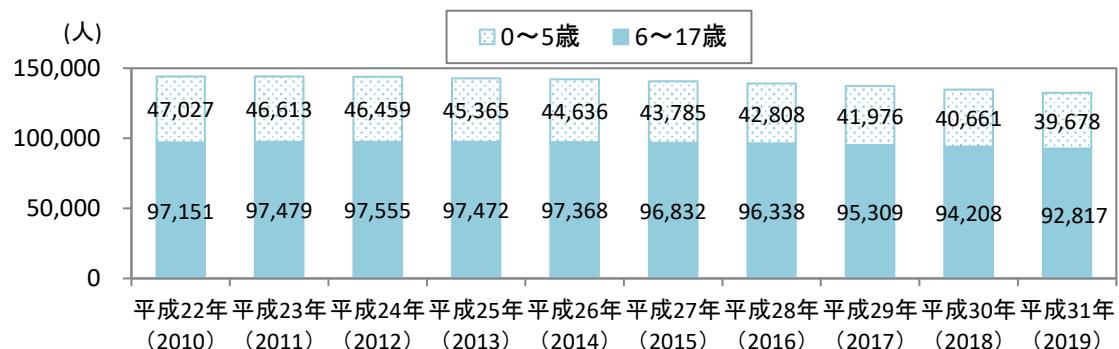
堺市の人口の推移をみると、18歳までの人口減少率の方が、18歳以上の人口減少率よりも高くなっています。

図表2 人口の推移



資料：堺市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

図表3 18歳未満の子どもの人口の推移



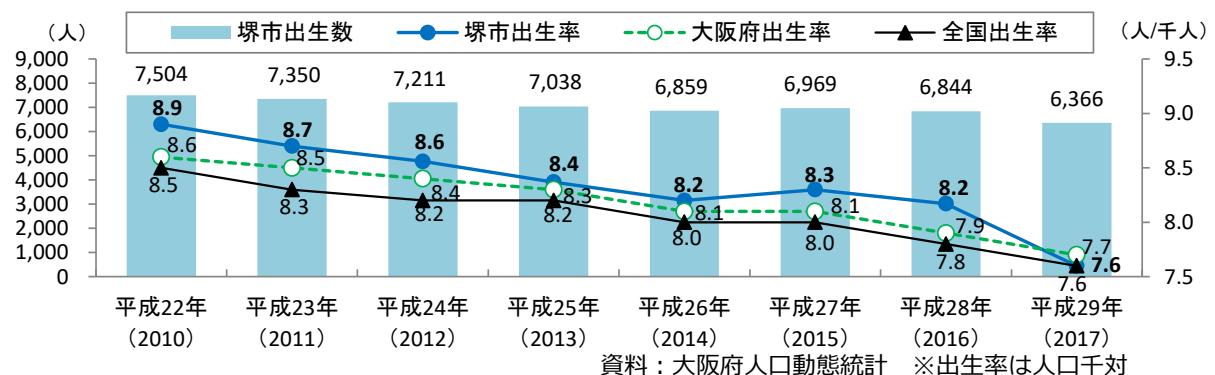
資料：堺市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

(3)出生に関する動向

堺市の出生数は、平成22(2010)年以降、減少傾向にあります。

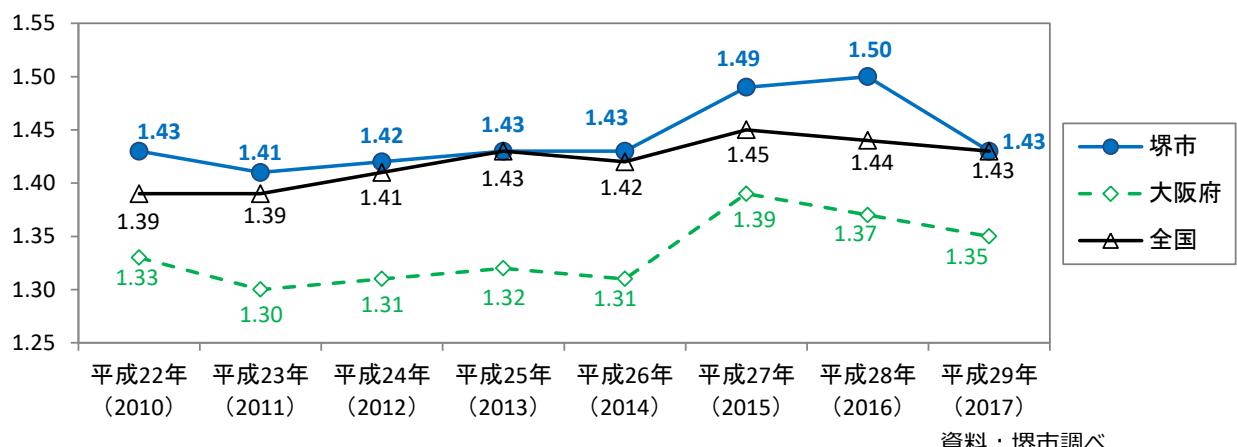
合計特殊出生率^{※1}については、ベイズ推定値^{※2}の最新値は1.42と国や府の値を上回っています。

図表4 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

図表5 合計特殊出生率の推移



資料：堺市調べ

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

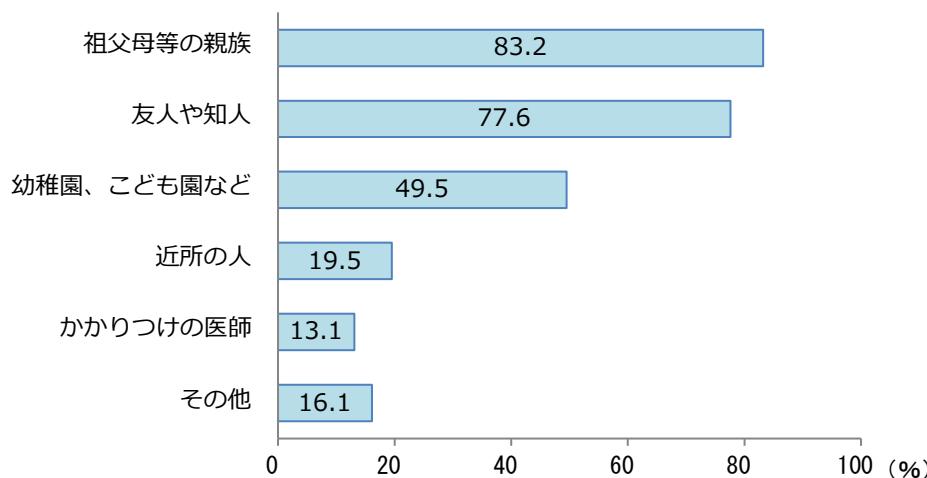
(4) 子育ての相談ができる人や場所

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるか、また相談できる場所があるかたずねたところ、94.6%が「いる／ある」と回答しています。

図表 6 子育ての相談ができる人や場所



図表 7 子育てについての相談相手・場所



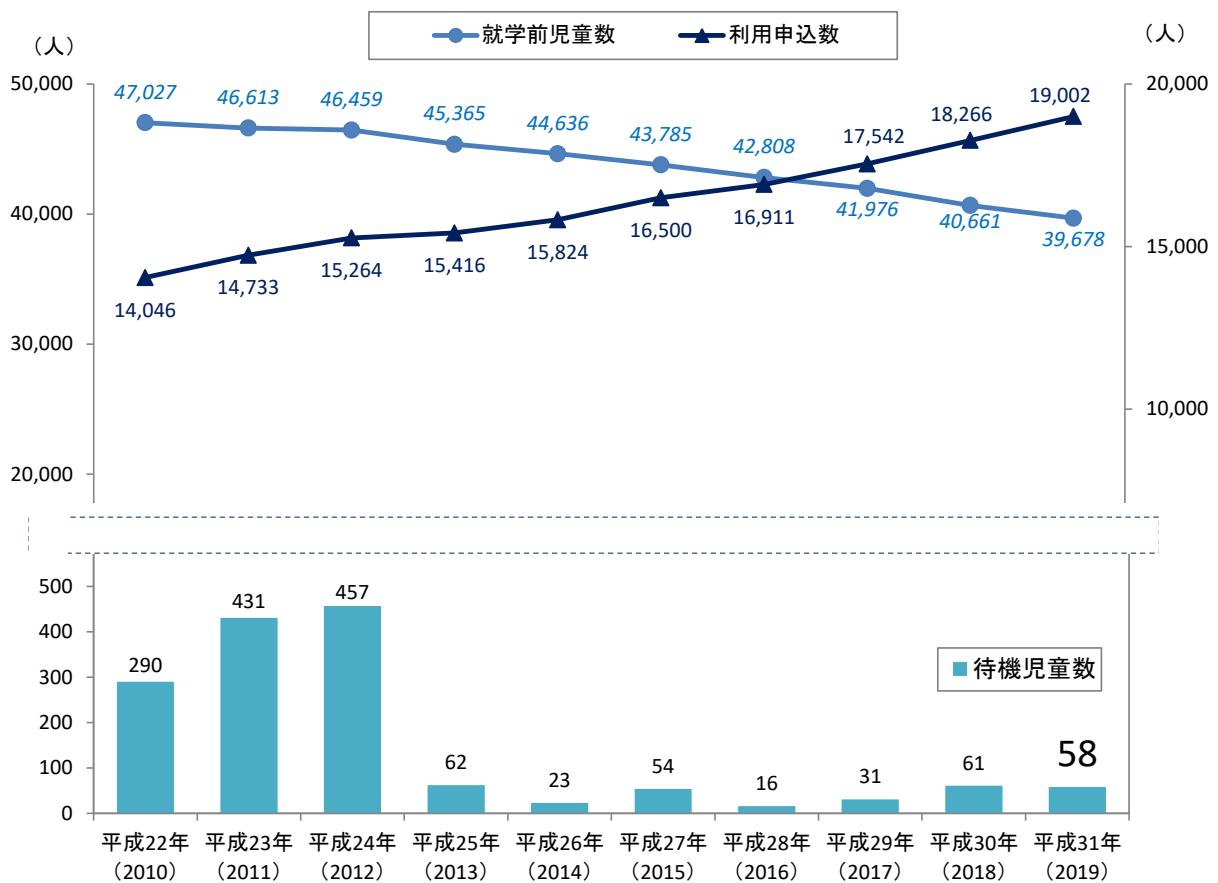
※複数回答あり

資料：「堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」

2. 保育所等利用待機児童数などの推移

平成 26 年度からの変化を見ると、保育所数、保育所定員、入所児童数のいずれも増加しています。待機児童数は、平成 28 年度に 16 人まで減少しましたが、平成 30 年度には 61 人に増加しています。

図表 8 保育所等利用待機児童数などの推移



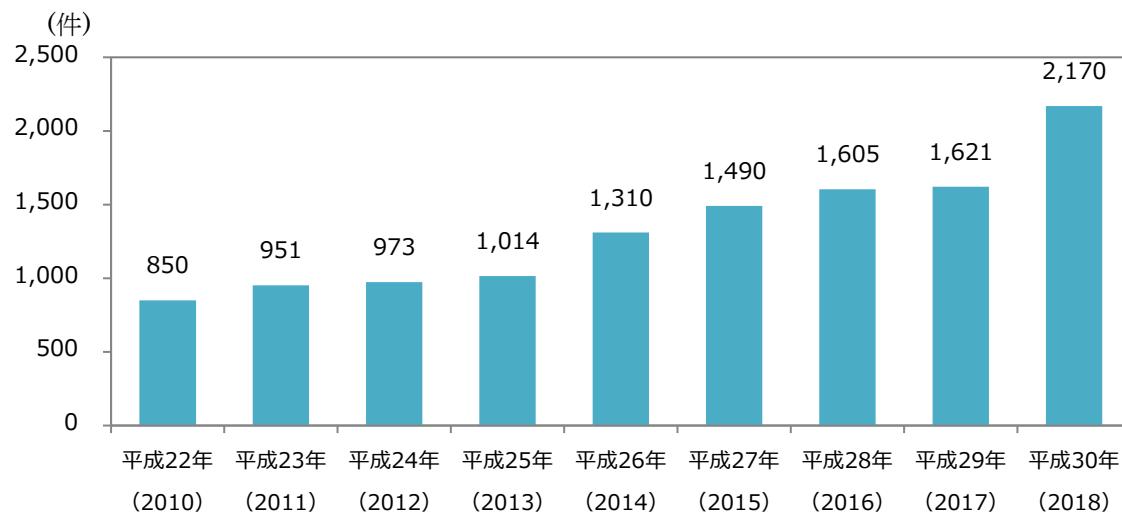
資料：堺市調べ

3. 特別な支援が必要な子どもを取り巻く状況

(1) 堺市子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移

平成19年からの子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移をみるとこの10年間で約3倍に増加しています。

図表9 堺市子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移



資料：堺市調べ

(2)子どもの貧困に関する状況

子どもの貧困対策のための計画として、関連事業の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認することで各事業の効果を検証し、必要な施策の検討などにつなげていきます。

①教育の支援

指標	堺市	大阪府	全国
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.5% (H30.4.1)	96.1% (H30.4.1)	93.7% (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	48.9% (H30.4.1)	43.8% (H30.4.1)	36.0% (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.2% (H30.4.1)	3.8% (H30.4.1)	4.1% (H30.4.1)
児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	95.0% (H30 年度)	100% (H30.5.1)	95.8% (H30.5.1)
児童養護施設の子どもの進学率 (高校卒業後)	21.0% (H30 年度)	32.9% (H30.5.1)	30.8% (H30.5.1)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	53% (H30 年度)	23.4% (H30 年度)	50.9% (H30 年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	53% (H30 年度)	23.0% (H30 年度)	58.4% (H30 年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	約 21% (H30 年度)	各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制がある (H30 年度)	67.6% (H30 年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100% (H30 年度)	100% (H30 年度)	89.0% (H30 年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	実施	72.1% (H29 年度)	65.6% (H29 年度)
新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況(小学校)※市町村の割合	実施	41.9% (H30 年度)	47.2% (H30 年度)
新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況(中学校)※市町村の割合	実施	65.1% (H30 年度)	56.8% (H30 年度)

(参考)①教育の支援(市のデータが示せないもの)

指標	大阪府	全国
全世帯の子どもの高等学校中退率 ※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査	1.6% (H30年度)	1.4% (H30年度)
全世帯の子どもの高等学校中退者数 ※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査	3,897人 (H30年度)	48,594人 (H30年度)

指標	全国
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (平成28年度)全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	95.9% (平成28年度)全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (平成28年度)全国ひとり親世帯等調査
高等教育の修学支援新制度の利用者数	※高等教育の就学支援新制度については令和2年4月から開始

(参考)②生活の支援(市のデータが示せないもの)

指標	全国
滞納経験(電気、ガス、水道) (ひとり親世帯)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)生活と支え合いに関する調査
滞納経験(電気、ガス、水道) (子どものいる全世帯)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)生活と支え合いに関する調査
過去1年の食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)生活と支え合いに関する調査
過去1年の食料又は衣服が買えない経験(子どものいる全世帯)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年調査)生活と支え合いに関する調査

指標	全国
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成 29 年調査)生活と支え合いに関する調査
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(等価世帯所得第 I ~ III 十分位)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成 29 年調査)生活と支え合いに関する調査

③保護者の就労支援

指標	全国
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員、従業員の割合(母子世帯)	44.4% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員、従業員の割合(父子世帯)	69.4% (H27 年国勢調査)

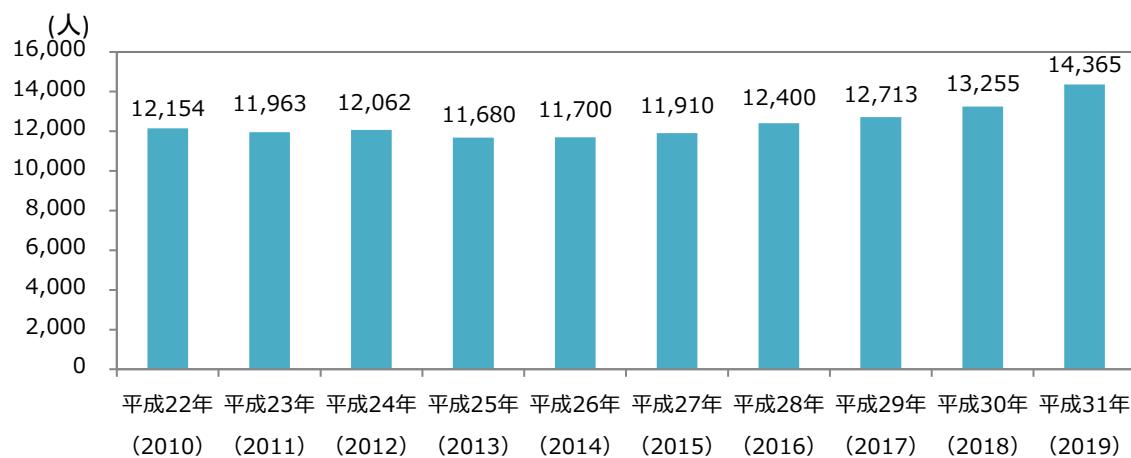
(参考)④経済的支援(市のデータが示せないもの)

指標	全国
子どもの貧困率	13.9%(平成 27 年) 国民生活基礎調査
子どもの貧困率	7.9%(平成 26 年) 全国消費実態調査
ひとり親世帯の貧困率	50.8%(平成 27 年) 国民生活基礎調査
ひとり親世帯の貧困率	47.7%(平成 26 年) 全国消費実態調査
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子家庭)	42.9% (平成 28 年度) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子家庭)	20.8% (平成 28 年度) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合(母子家庭)	69.8% (平成 28 年度) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合(父子家庭)	90.2% (平成 28 年度) 全国ひとり親世帯等調査

(3)外国人の状況

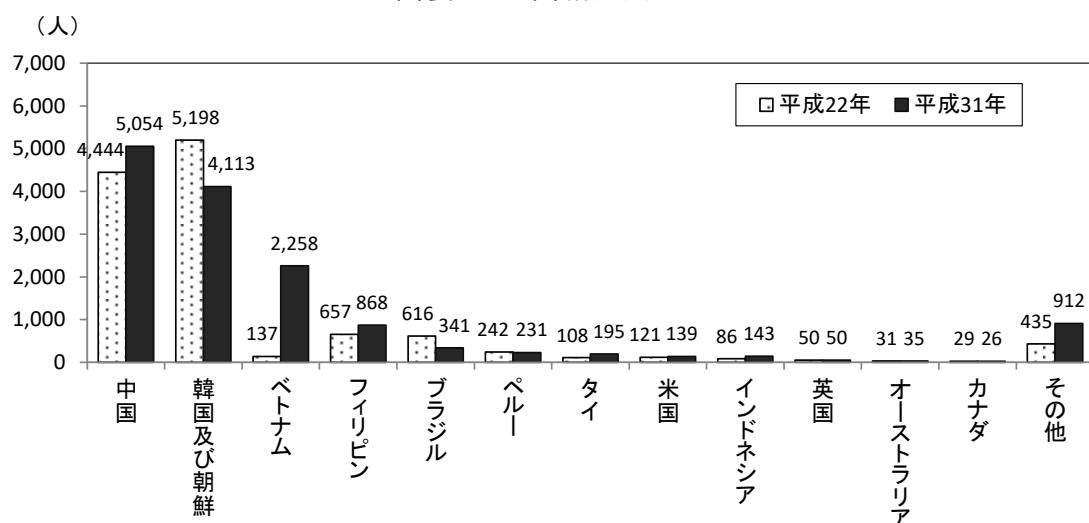
本市の住民基本台帳における外国人登録人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成31年に14,365人となっています。

図表 10 外国人登録人口の推移



資料：堺市「住民基本台帳人口」(各年3月末)

図表 11 国籍別人口

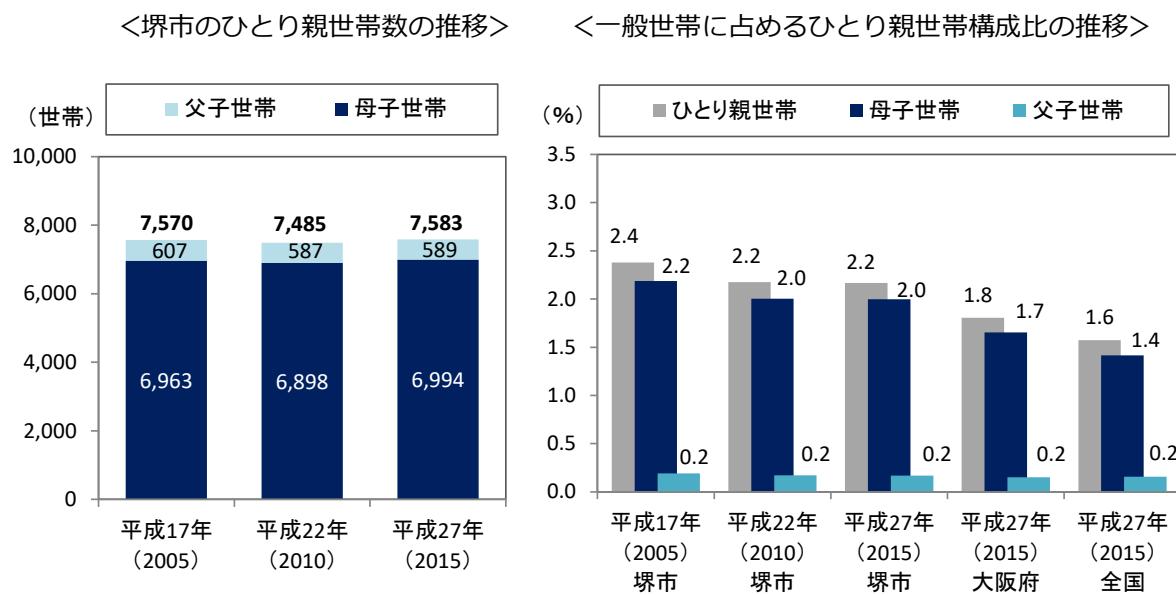


資料：堺市「住民基本台帳人口」(各年3月末)

(4)ひとり親世帯の状況

本市の平成27年のひとり親世帯数は7,583世帯となっています。一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は低下傾向で推移しています。うち、母子世帯の構成比は低下し続けていますが、父子世帯の構成比は、横ばいとなっています。

図表12 ひとり親世帯の状況



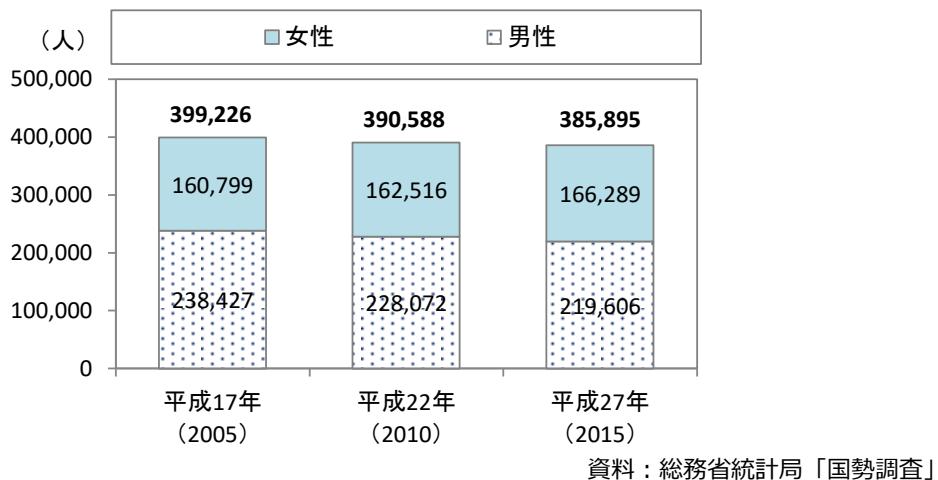
資料：総務省「国勢調査」

4. 就労に関する動向

(1) 労働力人口

労働力人口については、全体としては5年前より減少しているものの、女性は増加しています。

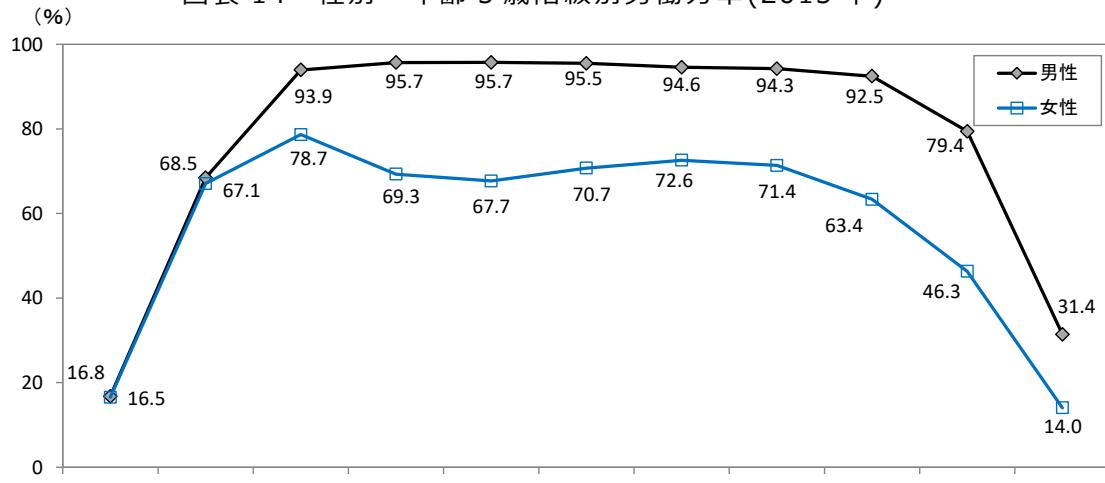
図表 13 労働力人口の推移



(2) 労働率

堺市の2015年の年齢階級別・男女別の労働率^{※4}を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働率が9割台と一定となっているのに対し、女性では、30～39歳で労働率が6割台に落ち込んだのち高くなり、50歳以上から低下しています。

図表 14 性別・年齢5歳階級別労働率(2015年)



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

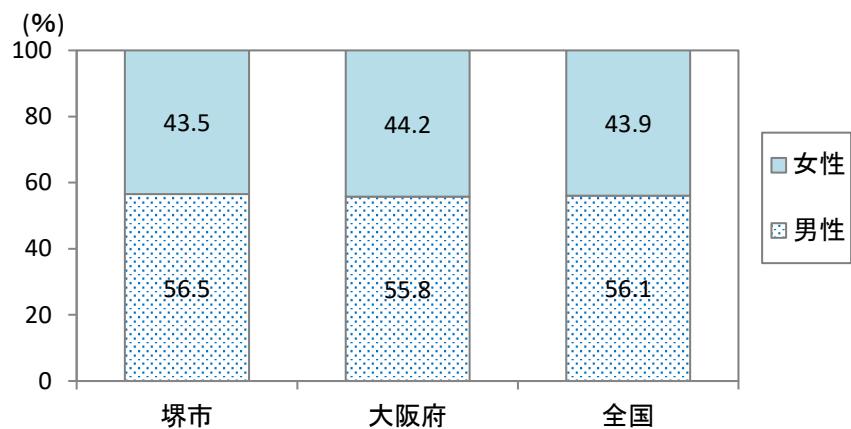
※3 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※4 労働率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。

(3)就業状態

男女別就業者数について大阪府・全国と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、堺市 43.5%、大阪府 44.2%、全国 43.9%と大差はありません。有配偶の女性の占める割合は、堺市 23.9%となっており、大阪府の 23.5%よりは僅差で高いものの、全国の 25.9%に比べて低くなっています。

図表 15 男女別就業者割合の比較(2015 年)



資料：総務省統計局「国勢調査」

参考資料

1. 堺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該調査審議が終了したときに、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員(議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる子ども・子育て会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

2. 堺市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席した委員(議事に關係のある特別委員を含む。)の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。
- 2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び特別委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第4条 子ども・子育て会議の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 条例第7条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
(堺市事務分掌規則の一部改正)

3. 堺市子ども・子育て会議委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
青谷 幸浩	堺市議会議員
池尾 弘久	特定非営利活動法人 さかい民間教育保育施設連盟 会長
石田 和孝	堺市私立幼稚園連合会 会長
伊吹 肇	堺市民生委員児童委員連合会 理事
大江 千佳	堺法律事務所 弁護士
太田 佳世	堺市PTA協議会 理事
奥村 仁美	特定非営利活動法人 SAKAI子育てトライアングル 代表理事
勝山 孝	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会 副理事長
澤本 美奈子	堺市青少年指導員連絡協議会 副会長
白本 忠史	堺市人権教育推進協議会 副会長
田中 清恵	公募委員
飛石 隆男	堺市こども会育成協議会 会長
長尾 永子	公募委員
○中島 尚美	大阪市立大学大学院 特任准教授
仲野 みさ子	堺市立野田小学校 校長
平野 祐子	堺市女性団体協議会 運営委員
○山縣 文治	関西大学 教授

※令和2年3月1日現在

※○は会長、○は職務代理者

4. 堺市子ども・子育て会議開催経過

	日 時	内 容
平成 30 年度 第 1 回会議	8 月 24 日(金) 午前 10 時 00 分～	・堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について ・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画について
平成 30 年度 第 2 回会議	11 月 21 日(水) 午前 10 時 00 分～	・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 30 年度 第 3 回会議	平成 31 年 3 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～	・教育・保育 量の見込み及び確保方策の実績について ・教育・保育施設等利用定員(案)について ・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について
令和元年度 第 1 回会議	7 月 23 日(火) 午後 1 時 30 分～	・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ・堺市子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度進捗状況及び第 2 期計画の目標事業量について
令和元年度 第 2 回会議	10 月 15 日(火) 午前 10 時 00 分～	・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 骨子案について ・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 教育・保育施設の量の見込みと確保方策について
令和元年度 第 3 回会議	11 月 11 日(月) 午前 10 時 00 分～	・堺市子ども・子育て総合プラン(第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画)素案について
令和元年度 第 4 回会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議を中止。会議資料送付による委員の意見聴取。	・堺市子ども・子育て総合プラン(案)について ・教育・保育施設等利用定員(案)について

5. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条　急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進するため、堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条　委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2　委員長は、子ども青少年育成部長の職にある者をもって充てる。
- 3　副委員長は、地域教育支援部長の職にある者をもって充てる。
- 4　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条　委員会の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

6. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会委員会名簿

企画部長	子ども相談所長
市民生活部長	商工労働部長
人権部長	都市計画部長
男女共同参画推進部長	美原区役所副区長
生活福祉部長	教育委員会事務局総務部長
障害福祉部長	学校教育部長
健康部長	○地域教育支援部長
◎子ども青少年育成部長	学校管理部長
子育て支援部長	

※令和2年3月1日現在

※◎は委員長、○は副委員長

7. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会開催経過

	日 時	内 容
平成 30 年度 第 1 回会議	8月 20 日(月) 午前 10 時 00 分～	・堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について ・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画について
平成 30 年度 第 2 回会議	11月 12 日(月) 午後 3 時 00 分～	・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 30 年度 第 3 回会議	平成 31 年 3月 14 日(木) 午後 1 時 00 分～	・教育・保育 量の見込み及び確保方策の実績について ・教育・保育施設等利用定員(案)について ・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について
令和元年度 第 1 回会議	7月 8 日(月) 午後 1 時 30 分～	・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ・堺市子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度進捗状況及び第 2 期計画の目標事業量について
令和元年度 第 2 回会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議を中止。会議資料送付による委員の意見聴取。	・堺市子ども・子育て総合プラン（案）について ・教育・保育施設等利用定員（案）について

堺市子ども・子育て総合プラン

(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)

※本事業計画の本文に記載している所管は令和2年3月時点のものです。

編集・発行 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課
教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp

<堺市行政資料番号 1-F 3-2 0-0 0 1 2>